

令和3年9月9日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和3年9月9日(水) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	9番	小川 保
10番	古川 幸義	11番	隅岡 美子
12番	渡邊美喜子	13番	尾崎 忠義
14番	志村 忠昭		

1、欠席議員

8番 村井 保夫

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	河田 数明
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

お早うございます。

本日も定刻にご参集いただきまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、7番 金井 浩三 君・9番 小川 保君を指名致します。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それで、登壇の場合はアクリル板の前では必ずマスクを着用し、各自持参の水またはお茶を飲むことができる。この間の議会運営委員会で決まっておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

なお、傍聴の方に申し上げます。

携帯電話はマナーモードか電源をお切りになりますよう、お願い致します。

初めに、5番 中野 一郎 君。

議員（中野 一郎）

お早うございます。

5番 中野 一郎でございます。よろしくお願い致します。

次の3点について質問申し上げます。

まず、1番目が公衆無線LANサービス、Wi-Fiスポットの整備について、2番目が金倉川最大規模洪水浸水想定及びゲリラ豪雨対策について、3番目が瀬戸内海の水質汚濁対策と栽培漁業について、以上3点について質問申し上げます。

まず、1番目の公衆無線LANサービス、Wi-Fiスポットの整備についてです。

本来、Wi-Fiとは無線LANの標準規格を示す名称、ブランド名ですが、無線LANと同じ意味で使われています。無線LANは他にもWi-Fi通信、無線LAN通信とも呼ばれます。

次に、公衆無線LANサービスとWi-Fiスポットですが、無線LANの電波は誰にでも提供される電波で、自宅、会社、駅、空港、飲食店などで利用できます。特に、公共施設で利用できるサービスを公衆無線LANサービスと呼び、そのサービスを利用できる場所をWi-Fiスポットと呼びます。

今、インバウンドへの対策、行政が災害時等に活用するためなど様々なニーズがあることから、全国の市町村においてもW i - F i 導入を検討しているところが増えていきます。

W i - F i とは基地局とスマートフォンなどの通信機器を無線で繋ぎデータ通信を行う仕組み、通信方式のことです。インターネット回線とケーブルで繋がる無線LANの端末より半径10メートルから100メートル程度のエリア内にあるスマートフォンやタブレット、ゲーム端末、ノートパソコンなどを無線で繋がります。

そして、よく町で見かけますW i - F i 使えますという表示はこの周辺に基地局となる端末があることを示すもので、無線LANの機能を持つ多様な機器をインターネットに接続することができます。

スマートフォンなどで高速通信サービスを使う場合、多くの携帯電話キャリアでは基本通信料が5,000円程度、容量7ギガ制限の形が一般的です。しかし、この表示されている場所で使用のW i - F i に接続すれば通信料はかかりません。大手の飲食チェーンやホテル、商業施設などに導入されているケースが多く、どの通信会社のスマートフォンであっても利用できる点は大きなメリットと言えます。

自治体がW i - F i を導入する目的は、観光、防災・減災、住民サービス向上の3つに分かれます。

まず、1番目の観光の効果としては、自治体が無料W i - F i を導入することで観光客の増加を見込めます。訪日外国人にとって日本観光における大きな障害の一つが無料W i - F i の整備が進んでないことであるというデータも存在するほどです。

無料W i - F i の提供は外国人観光客が快適な時間を過ごすための一助となることでしょう。併せて、ポータルサイトや提供するアプリを効果的に活用することができれば、地域の観光情報などを提供する、また観光客が人気のスポットなどを正確に把握する手助けにもなります。

2番目の防災・減災への効果としては、防災・減災への対応策における無料W i - F i 導入の大きなメリットとして、災害発生時であっても効率的な通信を行うことができるということです。

W i - F i を通じて広範囲をモニタリングすることができるので、災害の詳細状況を把握できると同時に、各地域に応じた柔軟な対応も可能になります。

また、災害発生時には電話が繋がりにくくなるリスクも想定してあります。こうした時こそインターネットを介して情報を住民に提供するということは、とても意義のあることです。

3番目、住民サービスの向上効果。

住民へのサービス向上という面からも無料W i - F i は多様な活用をされています。例えば、庁舎や図書館といった公共施設に無料W i - F i を整備する、各種申請、窓口業務への活用、さらには高齢者の見守りサービスへの活用といったケースがある訳です

が、それにより結果として公共施設の利用率が上がった、行政サービスへの住民の満足度がアップしたなど、様々な効果が報告されています。

その地域に適した無料Wi-Fiを整備することは、多度津町にとっても大きなメリットになります。観光客の取組、緊急災害に対する備え、よりよいサービスの提供など、Wi-Fi整備は多度津町の活性化にも繋がります。

そういうことで、次の3点ほどこれについてお伺いします。

まず1番目として、庁舎建設費等整備事業として新庁舎情報基盤LAN整備事業費の中にホール棟Wi-Fi環境整備が組み込まれています。これは多度津町新庁舎ホール棟がWi-Fiスポットになるということだと思われませんが、その規模、内容についてまずお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の多度津町新庁舎ホール棟のWi-Fi環境整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、新庁舎との合築により工事を行っております、これは仮称ですが地域交流センターにおけるWi-Fi環境整備の規模及び内容につきましては、今回の整備が地域交流センターの機能強化の一環として都市再生整備計画に基づき整備を予定しておりますことから、サービス提供が可能なエリアと致しましても地域交流センター全域をエリアとして整備することとしております。

また、各部屋の最大利用者数なども考慮しながら、たとえ同時に多くの方がWi-Fi環境を利用いただいた場合でも安定した通信によりできる限りストレスなく利用できますよう、アクセスポイントの数や位置などについて調整を行っているところであります。

なお、新庁舎側の公衆無線LAN整備につきましては、今後他の補助メニューの活用なども視野に入れながら、また他の行政ネットワークとの整合性も図りながら、できる限り効率的かつ効果的に整備を進めていきたいと考えております。

新庁舎全体がWi-Fiスポットとなることによって、当初の整備目的であります賑わい創出や交流の拠点施設としての機能強化はもちろんのこと、議員ご指摘のとおり、インバウンドを含めた観光への効果や発災時の迅速かつ適切な情報提供及び情報収集による防災・減災への効果、さらには各種申請や相互の情報共有による新たな行政サービスの展開など、非常に有効かつ多様なサービスの提供がより一層可能となることが見込まれておりますことから、今後も新庁舎全体のWi-Fi環境整備につきまして、関係課とともに検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

次に、今後のWi-Fiスポットの拡大ビジョンについてお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の今後のWi-Fiスポットの拡大ビジョンについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、Wi-Fiスポットの整備につきましては、住民サービスの向上をはじめ、観光や災害の両面における通信手段の確保において非常に大きな役割を果たすものと認識しております。

本町におきましては瀬戸内国際芸術祭の開催などによる来島者の増加が見込まれたことから、平成30年度に高見島と佐柳島のフェリー待合所に香川Wi-Fiのアクセスポイントを設置しました。公共施設でのWi-Fi環境の整備は様々な住民活動の促進や利便性向上のほか、災害発生時の安心にも繋がるものです。

今後の拡大ビジョンにつきましては、それぞれの公共施設における住民ニーズや利用可能性、国の補助制度などについて情報収集を行い、費用対効果を勘案した上で検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、国の補助を使って実施する方法がありますが、検討は進んでいるかお伺いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の国の補助を使って実施する方法がありますが、検討は進んでいますかのご質問に答弁をさせていただきます。

事業実施に当たり、活用できる国の補助につきましては、総務省の所管する公衆無線LAN環境整備支援事業を指すかと思いますが、これは防災の観点から避難所、避難場所や庁舎等の防災拠点や被災場所としての想定がなされ、災害対応の強化が望まれる文化財、公園等といった公的拠点を対象としております。

町と致しましては、避難者が生活を余儀なくされる指定避難場所の整備が最優先であると考えており、特に町有施設であり避難者収容人数が多い各小学校及び多度津中学校において令和2年度にGIGAスクール構想事業により導入されており、災害等の非常時において使用可能な環境となっております。

一方で、学校施設以外の指定避難所については、日常使用における維持管理費等の費用対効果から現時点では導入する利点は薄いと考えております。

今後、新たな防災拠点としての施設等を建設する場合には、この補助事業を念頭に他団体の導入状況や先進事例を参考に検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

再質問はございません。今回回答いただいたことを踏まえて、観光、防災・減災、住民サ

ービスの向上に向けて無料Wi-Fi整備を進めていただきますようよろしくお願い致します。

次に、2番目の金倉川最大規模洪水浸水想定及びゲリラ豪雨対策についてお伺いします。

町長の施政方針の安心して暮らせる環境整備の中で、今年度において金倉川の最大規模の洪水浸水想定を反映したハザードマップについて、今後も最新の災害想定に合わせて更新し、町民の皆様へ周知啓発することにより防災意識の高揚を図ってまいりますという風に述べられています。

金倉川最大規模浸水想定、これは香川県が出してる分の説明を読みますと、まず1.この図は金倉川の水位周知区間について水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面ですと書かれています。

2つ目として、この洪水浸水想定区域図は、指定時点の金倉川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨による洪水により金倉川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより想定したものです。

3番目として、なお、このシミュレーションの実施に当たっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮、内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がありというように、以上のように、これは県の書いとるそのままですけれども記載されています。そこで、金倉川最大規模浸水想定について2点ほどお伺いします。

まず1番目として、想定し得る最大規模の降雨という言葉がありますが、それはどのような規模の降雨を想定しているのかお伺いします。素人でも理解できるように具体的に分かるような説明をお願い致します。

総務課長（泉 知典）

中野議員の想定し得る最大規模降雨とはどのような規模の降雨を想定しているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

想定し得る最大規模の降雨とは、平成27年の水防法の改正に伴い規定された基準であり、1年間に発生する確率が1000分の1、つまり0.1%以下となる降雨を想定しております。

この基準の算出に当たっては、当該河川に過去に降った雨だけでなく、近隣の河川に降った雨が当該河川でも同じように発生するという考えに基づき、日本を降雨の特性が似ている15の地域に分け、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量により設定されております。

金倉川におきましては先ほど申し上げた降雨特性が似ている15地域のうち、瀬戸内地域に区分されており、想定し得る最大規模の降雨は24時間雨量で726.6ミリとなっております。

ます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

多度津町ではハザードマップを作成しています。金倉川の最大規模洪水浸水想定を行った目的は、人命、資産、社会経済の被害をできる限り軽減する減災対策に取り組むことではないでしょうか。金倉川最大規模洪水浸水想定に基づく減災対策とは何でしょうか、お伺いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の金倉川最大規模洪水浸水想定に基づく減災対策とはのご質問に答弁をさせていただきます。

洪水浸水想定区域図とは水防法第14条に基づき、河川管理者が洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより浸水による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と水深を表示するものと指定されており、金倉川においては令和元年度に県より洪水浸水想定区域図が作成、公表されております。

本町におきましてはこの公表を受け、令和2年度に総合ハザードマップを更新し、全戸配布やホームページの掲載等により町民の方々に周知しており、また区域内に位置する病院や福祉施設等の要配慮者利用施設における避難確保計画作成支援のための説明会等を実施したところでございます。

今後は適切な避難情報の発令等の円滑な水防活動実施のため、県をはじめとした他機関連携型タイムラインの作成や一層の周知啓発を目的とした防災訓練でのハザードマップの活用等を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。有難うございます。

再質問です。

金倉川について、以前金倉川の橋が決壊したこともあります。金倉川のそういう危険のある、可能性のある地域の部分の調査とか、あるいはその調査に基づく河川の堤防等の補修とか、そういうなんが行われているかどうかお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員の再質問にお答え致します。

町内の町道に架かる橋梁につきましては、町道に架かる橋に限りますが、老朽化等の課題があることから、国から5年に1度の点検を義務づけられております。

橋梁数につきましては112橋で、平成26年度から点検を開始しており、現在2回目の点検を行っております。

また、点検結果を基に維持修繕を行い、橋梁等につきましては健全を維持管理してまい

っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

それでは、もう次の質問に移らさせていただきます。同じ項目の中のゲリラ豪雨対策です。

ゲリラ豪雨対策についてお伺いします。

今年の7月8日にゲリラ豪雨が発生しました。7月8日午前11時までの24時間に多度津町では142.5ミリ、香川県市町最大、午前7時まで1時間雨量の最大値は46.0ミリ、これも香川県市町最大の激しい雨が降りました。そして、多度津町全域に避難指示、警戒レベル4、これレベル5が最高ですけれども、その次のレベル4の避難指示が出されました。

私の家の横の川でもあと10センチぐらいで床下浸水に至るぐらいまで水位が上がっていました。それから一気に水位は引きましたけれども、住民が自主的にそういう被害を軽減する方法として土のうが考えられます。多度津町の土のうステーションについて3点ほどお伺いします。

まず、現在多度津町には幾つの土のうステーションがあり、どのように管理されていますか。なお、町のホームページには消防本部の土のうステーションの記載はあります。

まず、これについてお伺いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の現在多度津町には幾つの土のうステーションがあり、どのように管理されているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、本町では議員ご指摘の消防本部南側の土のうステーションをはじめ、全部で5か所の土のうステーションを設置しております。従来は町管理で消防本部南側の1か所で土のうが作成できるようにしておりましたが、地域で協力して土のうを作成し、必要とする方に迅速に配布すること、ひいては地域における自助、共済等の防災意識の高揚を目的に、平成30年度に町内の自治会にご案内したところ、4自治会から希望があり、自治会管理で土のうステーションを設置、運用しております。

今後につきましても必要に応じて周知するとともに、設置要望等がありましたら検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

何らかの事情により、土のうステーションに土のうを取りに行けない住民もいらっしゃると思う。そういう方の対応についてお伺いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の何らかの事情により、土のうステーションに土のうを取りに行けない住民への対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

原則、土のうが必要な方はご自身で消防本部に取りに行かれるようお願いしておりますが、台風時等に水防本部が設置された場合はご自身で取りに行けない場合、ご要望があれば土のうを搬送しております。

しかし、対応する職員数にも限界があり、河川の増水が確認された後に土のうの搬送をご要望されると対応が間に合わずに敷地内に浸水することも想定されます。そのような事態を避けるためにも、各家庭や地域において事前に土のうの作成、搬入等の準備や避難所等への避難等を検討していただくとともに、町としても必要な啓発を実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

新規の新しく土のうステーションを設置する場合に必要な事項と、土のうステーションにおける設置資材についてお伺いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の新規の土のうステーションの設置に必要な事項と、土のうステーション設置資材についてのご質問に答弁をさせていただきます。

土のうステーションの設置に必要な事項につきましては、設置団体において管理が可能であり、必要な資機材の搬入及び保管場所があることが上げられます。特に、地域の共助を目的としているため、自治会などの住民間の協力が不可欠となります。

設置資材につきましては、土のう袋、砕砂やスコップ、飛散防止用のブルーシート等の作成に必要な物品を町より提供しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

再質問です。

土のうの積み方には増水する現場の状況により様々な、色んな方法があります。積み方を誤ると効果が半減します。基本的な積み方を写真入りでホームページに掲載している市町村もあります。

土のうを渡す時に土のうの積み方のチラシを渡すとか、あるいは町のホームページに土のうの積み方の写真入りを掲載するとか、そういうことが可能かどうかお伺いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の再質問に答弁させていただきます。

中野議員のおっしゃりました土のうの積み方につきましては、非常にたくさん方の積み方があるようでございます。しかしながら、全然積み方が分からない住民の方も多くおられると思います。議員のおっしゃるように、簡易的な積み方の幾つかの事例を1枚のチラシに作成するなり、ホームページに掲載するなどして消防本部に土のうを取りに来られた際には一緒に渡すように、そういう工夫を今後考えてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

次に、3番目の質問の瀬戸内海の水質汚濁対策と栽培漁業についてお伺いします。

令和3年4月26日付の四国新聞に、環境省は東京湾と伊勢湾、瀬戸内海の3海域について、現状以上の水質改善は求めず一定程度の汚れは認めていくってという方針を固めたという記事が掲載されていました。

そのうち瀬戸内海では水質汚濁防止法や瀬戸内海環境保全特別措置法などの法整備が1970年代から行われ、工場や下水道処理場を対象に窒素やリンなどの排出上限を定めることにより、海や河川の水質はかなり改善されました。

一方、近年の瀬戸内海では溶存態無機窒素などの不足による貧栄養化が進み、ノリやワカメなどの藻類の色落ちなどが発生するようになってきました。また、同様の理由で魚の餌となるプランクトンや藻類が減少し、アサリなどの貝類やイカナゴなどの魚類の獲得が大幅に減少しています。このように、海がきれいになることは良いことなのですが、漁業者にとっては死活問題にもなっています。

一方、今注目されている漁業に栽培漁業があります。今年の7月18日の四国新聞に多度津高校のマダイの稚魚の放流の記事が次のように掲載されていました。多度津高校の生徒が卵から育てたマダイの稚魚約3,000匹を近くの多度津幼稚園の園児が同町東港町の蛭子港に放流した。園児は、大きくなってね、元気になってねと声をかけ、マダイの成長を願った。稚魚を育てたのは海洋生産科栽培技術コースの3年生12人。多度津町漁協の協力を得て同港沖の養殖筏で採卵用のマダイを飼育しており、本年度は5月13日に採卵し、約2箇月間かけて体長4センチ程度まで成長させた。

稚魚の放流は今年生徒だけで行っているが、新型コロナウイルスの影響で行事などが減少していることもあり、今年5年ぶりに同園の園児を招待して14日に実施した。年長児19人が参加した。園児は生徒の代表からマダイの稚魚の育て方や2年後に40センチ程度にまで成長することを教わった後、丸尾町長や同漁協関係者らが見守る中、小さなバケツに10から20匹ずつ入った稚魚を同港の浮き桟橋から交代で海に放ったと掲載されていました。

質問の前に、この栽培漁業と養殖漁業の違いについて少し説明しておきます。

栽培漁業とは卵から稚魚になるまでの一番弱い期間を人間が手を貸して守り育て、外敵から身を守ることができるようになったらその魚介類が成長するに適した海に放流し、自然の海で成長したものを漁獲することです。

養殖漁業は出荷サイズになるまでを水槽や生けすで育てます。すなわち、魚の子供の頃から大人になるまで人の管理下で育てられます。一番大きな違いは、栽培漁業では魚を海に放流しますが、養殖漁業は魚を水槽で育てて放流はしないということです。

そこで、今後の瀬戸内海の水質汚濁対策と栽培漁業について2点ほどお伺いします。

まず、今後の瀬戸内海の水質汚濁対策について伺います。

現在、中讃広域行政事務組合し尿処理施設の放流口が多度津町の東港町沖に設置され、基準内の適切に処理された処理水が排出されていますが、今後の窒素やリンの海中濃度を調整できるように特別措置法の改正を見越した排出基準の緩和が必要なのではないでしょうか。

また、町内の3漁業協同組合との意見交換も必要だと考えますが、町の考えをお伺い致します。

住民環境課長（石井 克典）

お早うございます。

中野議員の瀬戸内海の水質汚濁対策の特別措置法の改正を見越した排水基準緩和及び町内3漁業組合との意見交換についてのご質問に答弁をさせていただきます。

平成30年12月13日に開催した多度津海域漁場環境整備協議会研修会において、町内の3漁業協同組合の組合長より瀬戸内海の水質が良くなり過ぎて栄養分が減少し魚が育たないため、瀬戸グリーンセンターや金倉川浄化センターに放流基準の範囲内において窒素分を調整し多く放流してもらいたい旨の要望がございました。

このことにつきましては当時、国土交通省が全国で20都市、33箇所、瀬戸内海沿岸においては14都市、26箇所の浄化センター等で栄養塩類の補給に向けた試行を行っていたことから、町内の漁業協同組合の要望を受け、し尿処理施設である瀬戸グリーンセンターにおいては平成31年1月25日よりオゾン処理を週2回に制限するなど、排水基準の範囲内での緩和運転を実施しております。

また、下水道処理施設である金倉川浄化センターでは令和2年11月から翌年3月まで季節別運転管理を実施しており、周期に下水処理中の栄養塩類の濃度を上げることで不足する窒素やリンを供給するとしております。

今年6月に瀬戸内海環境保全特別措置法、いわゆる瀬戸内法の改正が行われ、栄養塩類管理制度が導入されており、今後海域や季節ごとに栄養塩類のきめ細やかな管理が行えるようになることから、将来にわたり多様な水産資源の確保に貢献できると期待をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、今後の瀬戸内海の栽培漁業についてお伺いします。

栽培漁業は先ほど私が説明申し上げたように放流して自然の海で成長したものを漁獲することです。海が綺麗になり漁獲量が減少している現状では漁業者の所得を確保するためには栽培漁業の推進というのは不可欠だと思いますが、現状の取組及び今後の取組についてお伺い致します。

産業課長（谷口 賢司）

お早うございます。

中野議員の栽培漁業の現状の取組及び今後の取組についてのご質問に答弁をさせていた

できます。

町内3漁業協同組合からの瀬戸内海の水質が綺麗になり魚介類の捕獲量が減少している
とのご意見は平成30年度頃より特に多く伺うようになっており、この状況については県
水産課とも情報を共有してございます。

この対策の一つとして、国の水産多面機能発揮対策交付金実施要綱に基づき、窒素やリ
ンの海中濃度を高めることに効果がある海底耕うんを東港町沖において実施してござい
ます。これにより海中に有機物が攪拌され、海水の栄養価を高めることができます。

また、栽培漁業の一つとなる稚魚の放流も実施してございます。この放流は町内3漁業
協同組合で実施されており、その魚種は、魚の種類でございますが、マダコ、クルマエ
ビ、ヒラメ、ベラ、タケノコメバル、メバル、キジハタの7種類でございます。

一般社団法人香川県水産振興協会から提供された令和2年度の放流量は町内3漁協合
わせてマダコ1,558kg、クルマエビ6万6,000尾、ヒラメ5,500尾、ベラ270kg、タケノコメ
バル1,900尾、メバル4,000尾、キジハタ3,000尾となっております。この他にもそれ
ぞれの漁協が独自で稚魚の放流を行っております。

今後も海底耕うんの実施拡大や稚魚の放流などを継続し、漁獲量の向上や海の資源保護
に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今の答弁の中での漁協が独自の放流を行っているという風にありましたが、その内
容というか、魚種とか量とか、分かればお願い致します。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の再質問にお答え致します。

令和2年度の実績でございますが、白方漁協ではマダコ360kg、ベラ170kg、メバル3,00
0尾、また多度津漁協ではマダコ1,070kgでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

ただいま私の質問で栽培漁業の質問をした訳ですけど、ちなみに多度津の養殖漁業の
ことで答えていただき、養殖漁業の状況ってのは分かる範囲でお伺いしたいと思います
けど。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の再質問にお答え致します。

本町内では2種類の養殖が行われてございます。1つ目は多度津町漁業協同組合で瀬戸
内オリーブサーモンの商標でトラウトサーモンの養殖を小割、生けす養殖で行って
おります。令和3年度の出荷量は8,000尾とのことでございます。

県では今年度より県下統一規格のオリーブサーモンの開発に着手し、県産ブランドのオ
リーブハマチ、オリーブブリ、オリーブマダイに続くオリーブ水産物として令和5年春

からの出荷を目指しているようでございます。

まず、品質向上のため養殖用稚魚の県産化も併せて進め、香川生まれ、香川育ちのサーモンの誕生も目指しているようでございます。

2つ目は皆さんご案内のとおり、白方漁業協同組合において本町の特産品とも言える白方カキが養殖されてございます。同漁協によりますと、カキの種つけは、今年度でございしますが約67万4,000枚、年間水揚げ量は、むき身が約60トン、殻つきが約48トンとのことでございます。なお、カキの養殖は40年から45年ほど前から行われているということでございます。

今後も県及び町内3漁業協同組合と連絡を取りながら様々な取組に協力をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

多度津町の漁協が行っているこの栽培漁業等の活動、これが県内の他の漁協にもどんどんどんどん広がっていけばいいと思うので、今後も多度津が行っている栽培漁業っていうものをアピールしていけばいいんじゃないかなっていう風に思いますので、よろしくをお願いします。

以上で私の質問は終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって5番 中野 一郎議員の質問は終わります。

次に、12番 渡邊 美喜子 君。

議員（渡邊 美喜子）

お早うございます。12番 渡邊 美喜子でございます。

一般質問させていただきますが、その前に令和3年度多度津子ども議会がコロナ感染症予防のため中止となり大変に残念であります。質問、答弁集を拝見させていただきました。子ども議員の皆さんの多度津への熱い思いやふるさとの良さを的確に捉えた質問で感動致しました。また、答弁につきましても幅広く色々な視点から捉え、大変に興味深く良かったと思います。

それでは、子ども議員に負けないよう一般質問を致します。

1点目は消防団員の確保について、2点目は新型コロナウイルス関連について、3点目は小・中高校生の自殺防止についてであります。

1点目の消防団員の確保は消防庁が令和2年4月に全国の市町村を対象とした消防団の組織概要に関する調査を行いました。その結果は、消防団員数は約81万8,000人で2年連続1万人以上減少し、このままでは80万人を切るのも時間の問題であります。

全国的に消防団員の確保は喫緊の課題であり、これまでも国は消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の制定など様々な議論、検討を行い、必要な対策を講

じてきたとしておりますが、現在歯止めがかかっていない状況であります。

その背景には火災をはじめ、大規模災害などから地域の防災力の中核的存在として大きな役割を果たしております。また、近い将来、発生が予測されます南海トラフ地震に備え、団員の士気を高めつつ効果的な団員確保を講じなければなりません。

そこで、質問に入ります。一問一答形式です。

1つ、本町における条例定数消防団員数と近年の消防団員数を伺います。

消防長（阿河 弘次）

渡邊議員の本町における条例定数消防団員数と近年の消防団員数についてのご質問に答弁させていただきます。

条例定数につきましては150名で、実団員数は令和3年9月1日現在で124名であり、充足率は82.7%でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁をいただきました。答弁の中に条例定数消防団員数は150名、そして近年の消防団員数は124名と答弁がありました。差し引きますとマイナス26名ということになるのかと思います。確かに少子高齢社会ということで社会情勢も変わってきておりますので、この消防団員数は今後もますます減少傾向になるんじゃないかと思われま

そこで、次の質問をさせていただきます。

近年の退団者数と入団者数の状況の傾向、年齢別団員数を伺います。

消防長（阿河 弘次）

渡邊議員の近年の退団者数と入団者数の状況の傾向、年齢別の団員数についてのご質問に答弁させていただきます。

近年の退団者数と入団者数の状況の傾向につきましては、過去5年間について述べさせていただきます。

平成28年度、退団者数6名、入団者数5名、平成29年度、退団者数10名、入団者数4名、平成30年度、退団者数8名、入団者数6名、令和元年度、退団者数1名、入団者数2名、令和2年度、退団者数4名、入団者数1名となっており、合計で退団者数29名、入団者数18名で11名の減少となっております。

続きまして、年齢別の団員数につきましては、令和3年9月1日現在の団員数で述べさせていただきます。

20代が7名、30代が34名、40代が33名、50代が24名、60代が19名、70代が4名、80代が3名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁いただきました。やはり高齢化が進んでるという部分と、そしてその半面、若い年齢の消防団員皆さんの入団が本当に今後の大きな課題になると思います。

そこで、次の質問をさせていただきます。

3点目でございますが、消防団員減少の要因について伺います。

消防長（阿河 弘次）

渡邊議員の消防団員減少の要因についてのご質問に答弁させていただきます。

消防団員は火災出動だけでなく、行方不明者の捜索活動や地震、水害などの自然災害をはじめ、災害が発生した際には率先して活動するなど地域防災の要として消防団員の重要性が再認識されております。そのような中、全国的に消防団員の減少が見られ、消防団員の確保が大きな課題となっており、本町においても例外ではございません。

消防団員の減少の要因として、少子・高齢化による若年人口の減少、都市部への若者の流出による入団者の減少、サラリーマン化により消防団活動に参加できない、また地域コミュニティの希薄化により地域の活動に興味を示さない人の増加、仕事が休みの時にはプライベートの時間を優先したいなど、様々な要因が考えられます。

また、島嶼部におきましては住人のほとんどが65歳以上で若年層がいなく、入団する人がいないため団員の減少が進んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁いただきました。

その中で、確かに理由は今答弁があったとおりでと思います。その半面、あるアンケート調査、全国的にやってる訳でございますが、そのことについて少し報告させていただきます。

それは、入団しない理由ということでアンケートを取っています。1点目は50%がこういう理由でっていう理由なんですけども、消防団活動により仕事との両立が難しそうだから、これ50%以上あります。2点目は地域への意識が低くなっているから。3点目が消防団の存在や消防団活動の広報が不足してるから。4点目、昔から地域にある組織で入りにくそうなイメージがあるから。5番目、体力的にきついイメージがあるからということで、こういう理由になっております。本当に消防団減少は地域の防災力の低下にも繋がります。

そこで、再質問という形にさせていただきたいと思いますが、今の状況で消防団の役割とか活動をやはり知ってもらうことが一番大切なのかなという風に思っています。消防団活動、意義とか価値はすごく大きなものであり、これを知ってもらうということから始めるのが第一歩かなという風に思っておりますが、その点どうでしょうか。再質問でございます。よろしく申し上げます。

消防長（阿河 弘次）

渡邊議員の再質問に答弁させていただきます。

このことは渡邊議員の5番目の質問にも関わってくると思いますが、今後は消防団の活動をもっと町民の方に知ってもらい、関心を持ってもらうように町広報やホームページ

等に消防団の活動内容を積極的に紹介するようにしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

いつもPRと宣伝ということに関しまして、これは私だけかも分かりませんが、救急車の適した利用について等は、よく情報とかポスターとか、チラシ、広報にも載っておりますが、なぜか消防団についてということに関してはあまり見かけてないような気が致しますので、是非とも取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問でございますが、これもやはり消防団確保について大変に影響があるのかなと思います。4点目の質問は消防団員の処遇について伺います。

消防長（阿河 弘次）

渡邊議員の消防団員の処遇についてのご質問に答弁させていただきます。

報酬につきましては年額報酬と出動手当がございます。年額報酬につきましては、部長以上の階級の者には個人支給しており、班長、団員につきましては部手当として各分団に支払いをしております。

団長につきましては年額12万5,000円、副団長が9万円、分団長7万6,000円、副分団長5万6,000円、部長5万2,000円、団員各部29万5,500円となっております。

また、出動手当につきましては個人支給となっており、水火災及び訓練出動1回につき2,400円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁いただきました。

この処遇を含めた報酬についてでございますが、地方自治法で消防団員は報酬手当を支払わなければならないと規定され、その報酬と手当を支給するように地方交付税で処置しています。政府は1人当たりの報酬の交付税単価を年額3万6,500円と算定し、また1回の出動は7,000円としています。消防庁の通達にも報酬手当条例単位の低い市町村は積極的に単位を引き上げるように述べ、出動手当も実態に応じ検討を述べております。そして、報酬の引上げ、また消防団員の待遇改善をしていくべきだと思いますという風に出しております。全国的にもそういう部分もありまして、そして消防団員の確保に関する大臣所管ということで、宛先は都道府県知事及び市町村長ということになっております。令和2年12月5日に出しております。

その内容でございますが、消防団員の処遇改善は団員のモチベーションの向上や家族の理解に繋がり、ひいては団員の確保に資するため、報酬や出動手当、特に地震、風水被害など災害に関わる出動手当を引き上げ、団員一人一人の処遇をしっかりと改善していくこと。

もう一点は、団員確保に向けこれまで様々な施策を制度化してきたが、必ずしも十分でない市町村もあるため、団体ごとに減少の要因分析結果に応じた対応も引き続き実施し

て欲しいという風になっております。

本当に消防団員、150名ということでございますので、やはりこれに向けてPRするなり、そして団員の皆様の近隣に若い方がおいでましたら声かけをするなりして確保に向けて取り組まなければならないように思うんですけども、この報酬額についてでございますが、3万6,500円ということで一応線が入っております。全国的に調べさせていただきましたら、これの2倍ないし2.5倍のところもあり、逆に3万6,500円より低い1万7,000円、そして1万5,000円のところもございます。なぜなのかという風に不思議なことなんですけども、例えば今先ほど出動、それに関してですけども、火災が発生しました。そして、2時間で消えればいいんですけども、やはり4時間、5時間かかる場合がございます。また、時間帯も深夜であったり、早朝であったり色々でございます。そんな中でこの金額で本当にいいのか、そのように思ってしまう。報酬額・手当だけで出動している方は本当に少ないと思います。そのためにもやはり出動、せめて出動におきましては4時間、5時間ってかかる部分もございますので、1回出動ということでこれが適正なのかどうか分かりませんが、でも普通考えればやはり危険性も伴いますので、どうかこの点、せめて上げていただければ、また消防団員の確保には繋がるような気が致します。是非ともこの点お願いしたいと思います。再質問でございます。お願い致します。

消防長（阿河 弘次）

渡邊議員の再質問に答弁させていただきます。

この処遇の問題につきましても今後、渡邊議員の5番目の今後の検討課題の方に関係してくると思いますが、現在消防団員の出動手当は1回、出動につき2,400円となっております。これは平成9年に改正して約20年間改正されておりません。今後は昨年出た指針に基づき、また条例等の改正等も考えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

地域防災力の向上っていう部分で防災に強い多度津町ということで、町長もこの言葉から聞いておりますので、そういった意味を含めてしっかりと対策を取っていただきたいと、そのように思います。

それでは、次の質問をさせていただきます。

2点目ですが、新型コロナウイルス関連についての質問です。

全国の感染者は、申し訳ありません。この原稿を書いた時が8月20日ですのでちょっと数字が変わってますが、ご了承いただきたいと思います。8月20日で125万3,910人、死亡が1万5,574人、香川県は3,403人で、まさに恐ろしい数値であります。

拡大防止対策として8月20日から9月12日まで、まん延防止等重点措置、緊急事態対策期間の延長で自粛の強化となりました。多くの方が不安な気持ちで生活されています。感染者は増加傾向で、これで8月20日の数字でございますが4,000人は乗ってるという

風に思います。

そこで、質問に入ります。一問一答形式です。

1点目、本町の新型コロナウイルス感染者数は何人でしょうか、伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の本町の新型コロナウイルス感染者数はのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては9月8日現在、88名の感染が確認されており、県下においてデルタ株が確認され始めて以降、特に8月以降の感染者は41名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁いただきました。

そしたら、次の質問です。本町の年齢別感染者数を伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の本町の年齢別の感染者数はのご質問に答弁をさせていただきます。

9月8日現在の感染者数88人を年齢別に見ますと、10歳未満が4人、10歳代が15人、20歳代、26人、30歳代、9人、40歳代、14人、50歳代、9人、60歳代、7人、70歳代、3人、80歳代、1人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁いただきました。

実は、10歳未満が答弁では4人、10歳代が15人、20歳代が26人ということで全国的に感染者の中で実は10代未満、7月4日から10日までに感染した人数は何と207人いました。8月15日から21日までは何と1,804人、9倍に拡大感染となっております。依然として先の見えない状況が続いております。

それでは、質問に入ります。一問一答形式です。

夏休みが終わり登校しておりますが、学校での感染拡大防止対策をどのように取ってま

すでしょうか、伺います。

教育長（三木 信行）

お早うございます。

渡邊議員の夏休みが終わり学校での感染対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

渡邊議員のご指摘のとおり、最近の感染者数については若年層の感染が増加をしております、長期休業が終わり9月1日より園、学校での感染が懸念されるところであります。学校における新型コロナウイルス感染症対策に関しましては、随時文部科学省及び県教育委員会より通知等が示されております。直近では令和3年8月27日付で文部科学省より学校で児童・生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガ

イドラインが通知され、8月31日には県教育委員会より学校における感染予防対策ガイドラインが通知されました。

そこで、町教育委員会では中讃保健事務所、健康福祉課等の関係機関とも連携を取りながら、9月2日に教育長と園、学校長の連名で保護者の皆様に幼稚園、小・中学校における2学期からの対応についてと題したお知らせを配布を致しました。

その中では健康観察の継続と臨時休業等の判断、園、学校における新型コロナウイルス感染症対策、その他ご留意いただきたいことをお知らせしました。まず、家庭では引き続き登園、登校前に健康観察を行い、本人や同居のご家族に風邪症状等がある時には登園、登校を控えていただくことを要請し、園、学校での感染拡大を未然に防ぐことができるよう協力を依頼しました。

次に、園、学校における新型コロナウイルス感染症の対策としては、文部科学省や県教育委員会の通知を参考に、換気、消毒、手洗い、密を避ける等の基本的な対策を徹底することとしています。

その内容は、1、園児、児童・生徒、教職員はマスクの着用を原則とする。2、授業では児童・生徒の接触、密集、近距離での活動、向かい合っでの発声などの活動は可能なものは避け、実施する場合は学習方法を工夫して行う。3、教材、教具は個人の利用を原則とし、貸し借りはさせない。4、器具や用具を共用で使用する場合は使用前後に手洗いを徹底する。5、遠足、修学旅行等の特別活動については、感染状況を考慮しながら実施の可否等を慎重に検討し判断をする。また、小学校の陸上大会に向けた練習、中学校の部活動は原則9月12日まで中止とすることとしています。

以上のような新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図った上で、学びの保障や居場所の確保等を踏まえ、園、学校活動を継続したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁いただきました。

色々な観点から防止対策をされてるということで、本当に引き続き頑張っていただきたいと思います。

それでは、次の質問をさせていただきます。

ワクチン接種の進捗状況は。また、本町のホームページでは12歳からの接種はこの夏休みに接種要望がありましたとなっています。また、町長報告の中にも12歳の接種という部分で書かれておられましたので、そのことに関しての状況、内容につきまして伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員のワクチン接種の進捗状況はのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては65歳以上の高齢者の方へのワクチン接種は6月末をもって、おおむね完了致しました。64歳以下の方につきましては、基礎疾患のある方は一般の方に先駆

けて6月14日から予約を受け付け、基礎疾患のない60歳から64歳の方の予約を6月21日から、満16歳から59歳の方の予約を7月8日に開始致しました。また、満12歳から15歳までの児童・生徒につきましては保護者の同意が必須であることから、家族で接種について話し合った上で接種を希望される方へクーポンを発送致しました。

さらに、児童・生徒が夏休み期間中に接種できるよう、7月下旬から学生枠を設け優先的に予約受付を致しました。9月6日現在、65歳以上の高齢者を含め1万5,616名、74.99%の方が1回以上接種されており、本町ではワクチン接種を希望される方への接種は10月末までにおおむね完了するものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁をいただきました。

そこで、再質問ということでございます。

今、答弁の中に12歳から15歳まで、7月下旬、夏休み期間中ということで予約受付という部分、クーポン券を配布したということになっておりますが、何名の方が要望があったのかお聞き致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の再質問にお答え致します。

正確な数字は持ち合わせておりませんが、200名ほどの予約をいただいたと思っております。また、夏休み期間中でなくても9月に入りましても今まで希望者に接種券をお渡ししていましたが、多度津町内でも未成年者、特に10歳未満、10歳代の方の感染が増えてきたことから、今まで接種をされていない方で12歳を迎えて、誕生日を迎える方につきましては今回一斉に配布をさせていただきました。それによりまして今現在も日々予約をいただいている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁いただきました。

クーポン券ってというか、200名ということで、正直言って私の頭の中には多くても100人程度かなという風に思っておりましたので、今後も接種に向けて取り組んでもらえたらという風に思っております。

確かに昨日、10代の子供さんがコロナウイルスで亡くなっておりますので、そういう風も含めてお願いしたいと思っております。

それでは、5番目の質問、今後の課題について質問致します。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の今後の課題はのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては医師会のご尽力もあり、65歳以上の高齢者への接種が県下でも速いスピードで接種が進み、予想を上回る接種率となりました。64歳以下の方への接種も、

高齢者の方への接種の時に比べればスローペースではございますが、順調に進んでおります。

しかしながら、年代別に見ますと30歳代以下の若い世代の接種が進んでおらず、特に20歳代におきましては対象者の50%に満たない状況となっております。インターネットでの予約状況を見ますと休日でも空きが見られる状況にあるにも拘らず接種が進んでいないことから、副反応への不安やSNSなどで流れる不確定な情報により接種を躊躇っている方が多くいらっしゃるのではないかと推測しております。

そのため今後の課題と致しましては、若い世代の方が安心してワクチン接種を希望していただけるよう国が示す医学的データも用いながら、まだ接種されていない方に対しさらなる広報、周知が必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁いただきました。そのとおりで思っております。

それでは、次の質問に移ります。

3点目は小・中高校生の自殺防止についてであります。

昨年、自ら命を絶った小・中高校生が499人、前年度より100人増え、41.3%増、コロナによる社会不安も影響していると言われ、進路の悩み、学業不振、親子関係の不和、学友との不和、また病気の悩み、鬱病的な部分も自殺の原因、動機で様々なこのような要因が連鎖していると考えられます。

それでは、質問に入ります。一問一答形式です。

1点目、児童・生徒の自殺防止対策や相談体制の充実を伺います。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の児童・生徒の自殺防止対策や相談体制の充実についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、防止対策として子供たちの不安な気持ちや悩みを適切に把握するように各学校で取組を行っています。例えば、定期的に友達アンケートといった調査を実施したり、個別の教育相談の時間を設けたりし、各学校で工夫をして子供たちが相談しやすい体制を作っています。

また、常日頃より子供たちの様子を気にかけて、担任教師を中心に子供たちが発するサインを見逃さないようにしたり、教師間で気になる児童・生徒の情報交換を行ったりして、自殺を考えたり、自傷行為に及んだりすることがないように一人一人の状況や困り感、悩み等に寄り添った支援を心掛けています。

加えて、国の事業等を活用し自殺防止に関する研修を行うことで教員の意識を高め、児童・生徒に寄り添った指導に活かしています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁をいただきました。

実は、どうしてこの一般質問を取り上げたかと申しますと、自殺という期間、1年間を通して8月下旬から9月の中旬に一番多いと言われております。また、その中でアンケート調査をされてるということで、本当にそういう部分で早期発見に繋がるという風には思っております。

そして、先日でございますが、4人に1人が自殺を考えてる、そういうことの報道がありましたので本当に驚いている訳でございます。きめ細かな健康観察や健康相談、そういう部分を是非とも強化に向けて、もう一層この9月が多いということですのでよろしくお願いしたいと思っております。

それで、私がちょっと調べたんですけども、この24時間子供SOSダイヤルとか色々な分がありますね。こんなに、この中で2点ぐらひは分かってたんですけども、なんと子供人権110番、いのちの電話、チャイルドライン、寄り添うホットラインとかそういう部分で多くの相談、24時間体制で行ってるというのがありますので、これは子供が知ってるのかなっていう風に正直思ったりしますので、廊下なり、それから道德の時間等も含めましてそういった部分もお話しされたらいいんじゃないかなという風に思っております。

正直言ってこんなにたくさんSOSという部分で発信があるとは私自身思ってなかったんですけども。

それから、1人1台ということでタブレット、そういう分も含めて相談窓口、案内という部分もあろうかと思っております。それがいいのか悪いのか、私ではちょっと分かりませんが、そういう分もしてるという学校もありましたのでお話だけしときます。

それから、講演会につきまして、次の質問になりますが、心の教育の推進について伺います。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の心の教育の推進についてのご質問に答弁をさせていただきます。

心の教育については生活場面で気になることがあれば、その都度行っていますし、道德の時間を活用して行っています。それ以外にも県教育委員会が行っている命の先生の事業なども活用しながら、命の大切さを中心とした心の教育に取り組んでいます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

心の教育、命の大切さという部分であろうかと思いますが、オリンピック関係でやはり不自由なお身体で一生懸命取り組んでる、そういう姿も子供たちには頭の中にはどう映ってるのかなという風に思っております。また、道德等でそういう部分もコミュニケーションをしっかりと図るような内容になればという風に思っております。

それでは、次の質問でございますが、問題点と課題について伺います。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の問題点と課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

問題点や課題についてですが、人の心は目に見えないものであり、子供たちの不安な気持ちや悩みも実際には見えづらいものなので実態を掴みづらいということが上げられます。そのための取組を各学校で工夫をしていることは先に答弁をさせていただいたとおりですが、子供たちの抱える悩みは多様であり、SNSを利用することによるトラブル等も増えてきていると思われまます。

このような実態について迅速に、適切に把握できるよう、教職員は子供や保護者との信頼関係づくりを第一に考えながら、また関係機関との連携を図りながら相談活動などに取り組んでいます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁いただきました。

令和3年度8月30日、新聞によりますと、自殺者が、8月30日までの自殺されてる子供たちが小学校では7人、中学校は75人、高校生が190人ということで、中にはやはり相談する人がいない、SOSを発信してるんですけどもどこへ行ったらいいいのか分からない、言いづらいついていう部分もあります。会話が少ない、本当にそういう部分もコロナの関係も影響もしてくるのかなという風に思います。8月下旬から9月中旬。先ほど言いましたが、4人に1人が自殺を考えたことがある、本当に悲しい事件が発生しないことを願いながら、質問を終わらせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって12番 渡邊 美喜子 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩致します。

再開を10時55分に致します。よろしくお願い致します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時55分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き一般質問を再開致します。

次に、10番 古川 幸義 君。

議員（古川 幸義）

10番 古川 幸義でございます。

通告順により次の質問を致しますので、関連する各課についてのご答弁をよろしくお願い致します。

質問は、現在の財政状況において老朽施設の改修、修繕が可能かについて質問致します。

先月、8月8日深夜から9日の台風による強い突風のため、町民体育館屋上部の防水シートが広範囲に剥離したことにより、防水機能が失われ広範囲な雨漏りが生じ、8月12日において担当課等が現状を判断、確認し、体育館の全面使用の禁止が発表されました。

体育館は以前より建物の老朽化と劣化が著しく進み改修、補修を急がれていた施設であります。多額の改修費を要するため補修が先送りになっていた改修案件でもあります。

体育館においては昨年、トイレ壁の崩落のため入院を要する負傷者が出たのは重大なことであり、利用者の安全のためには全体的な補修、早急な改修が必要なのは必至であります。

本町では、このように老朽し耐用年数があと僅かで改修を必要とする施設や耐震の基準が満たされていないため大型改修が出来ない施設、外壁、屋根部、天井部に緊急の改修・補修を必要とする施設が多く見受けられます。特に、天井部においては国や県から老朽化された吊金具の危険性により改修を指摘されている吊天井があり、早急に改善を施さなければ前回と同様に、利用者に被害を与えてしまう危険性が潜んでおります。

過去に公共施設の老朽化に伴い今後の改修、改築計画について、平成22年9月から令和3年9月までの間に5回ほど一般質問にて質問致しましたが、これまでに具体的な計画、施工には至っていなかったと痛感しております。

国では、公共施設の老朽化対策を喫緊の課題として地方公共団体に要請し、本町では総合管理計画として平成27年から令和6年の間、公共施設管理計画、令和3年から令和12年度までに公共施設個別施設計画として進めてまいりました。

それらの計画書を確認した上で現在の施設の現状、今後の補修、改修の予定、今後、施設の将来の在り方について質問していきますのでよろしくご答弁願います。

まず、質問として公共施設管理に関する基本的な考え方として記載されているのが質に対する施策について、コストに対する施策について、数量に関する施策について。

以上、3点を上げられていますが、その内容・詳細について次の質問を致します。

1点目、現構造躯体を活用しつつ、内装・設備を改修し長期使用と記載するとされておりますが、耐震性や強度を考慮し検討しての活用なのでしょうか。また、それに該当する根拠もご答弁願います。

2点目はライフサイクルコストにおける維持管理費のコスト削減実施とありますが、具体的にどのような方法でしょうか。

3点目に更新費用、年間2億6,000万円、40年間と記載されておりますが、どのように試算し算定された金額か併せて根拠もお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員のご質問1点目の現構造躯体の活用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問の現構造躯体を活用しつつ、内装、設備を改修し長期使用とは公共施設等総合管理計画の役割を終えた公共施設についてのことを指しておりますが、公共施設等総合管理計画に記載しておりますとおり、役割を終えた公共施設につきましては耐震性及び強度を考慮し、耐久性の高い構造躯体を活用しつつ、使用目的に応じて内装や設備などを改造し、長期間使用することを基本的な考えとしております。

その根拠につきましては、使用目的に応じ建物が耐久性の高いものかどうかを判断するために建築基準法に基づき詳細な耐震性や強度等の調査を実施し、長期的に使用できるよう検討していくことになると考えております。

以上、答弁とさせていただきます、その他の質問につきましては担当課長より答弁をさせていただきます。よろしくお願いを致します。

総務課長（泉 知典）

続きまして、古川議員のご質問2点目のライフサイクルコストにおける維持管理費のコスト削減実施方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

公共施設等総合管理計画に記載しておりますとおり、ライフサイクルコストにおける維持管理費は点検費、保守費、清掃費、経理費、消耗品費、水道光熱費等から構成されております。各施設で実際に発生しているコストに関しまして内容を分析し、各費用それぞれにつきましてコスト削減策を実施していく方針となります。

例えば、LEDの採用によりコスト構成比率の大きい光熱費を削減するといったことや、また遮熱や日射遮蔽によるエネルギー負荷の削減、省エネ効果の高い設備機器の採用、状況に応じたエアコン設定や照明設定などの節電施策によりコストを削減するといった方法が考えられます。

続きまして、ご質問3点目の更新費用の試算及び根拠についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問の更新費用年間2.6億円とありますが、公共施設等総合管理計画での更新費用は年間13億円となっており、ご質問にありました年間2.6億円は今後40年間の試算での年間の財源不足額であります。

それでは、年間更新費用13億円、年間財源不足額2.6億円の試算及び根拠についてでございますが、まず年間の更新費用につきましては建物系公共施設及び道路、橋梁、上下水道といったインフラ全体を現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間の試算で年間13億円かかるという試算結果が出ております。この試算は総務省が提供している公共施設等更新費用試算ソフトを使用しており、改修及び建て替え等の単価及び諸条件は試算ソフトの値を適用し、推計として算出しております。

次に、年間の財源不足額の算出につきましては、年間の更新費用から公共施設等総合管理計画策定時の直近5年間である平成21年度から平成25年度までの年間の平均実績経費を差引き算出しております。

その結果、今後40年間の推計の年間更新費用13億円と年間の平均実績経費10.4億円を比

較すると、年間2.6億円の財源不足額が生じるという試算となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今ご答弁にありました年間13億円と財源の不足が2億6,000万円ということで、じゃあそれではどうするのかっていう再質問をしたいのですが、この後に関連した質問がありますので、次の質問にて質問させていただきます。

次の質問に入ります。

調査の考え方として、劣化状況調査票として目視検査を行い、AからDまでの4段階で評価とありますので次の質問を致します。

1点目、目視検査では構造体の劣化や破損度は測れないものがありますが、他にどのような検査を行うのかお伺い致します。

2点目、検査を行う対象者の有資格者や、建築経験年度を問われますが、どのようにお考えでしょうか。

3点目に電気設備、機械設備では経過年数での評価としておりますが、目的用途や使用頻度、劣化度により評価はそれぞれ異なりますが、どのようなお考えでしょうか。3点、ご答弁お願い致します。

総務課長（泉 知典）

古川議員ご質問の1点目の目視検査についてのご質問に答弁をさせていただきます。ご質問の劣化状況調査票は公共施設個別施設設計計画に記載されておりますが、本庁舎につきましては令和2年度に公共施設個別施設設計計画の策定段階時に実施致しました。本庁舎は平成29年3月、文部科学省が示している学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書の劣化状況調査票を参考に劣化、診断カルテを作成し実施致しております。

建物の屋根、屋上、外壁並びに天井、壁、床等の内部仕上げにつきましては目視調査を行い、照明器具、エアコン等の電気設備及び機械設備につきましては目視による判断が困難であることから、経過年数及び劣化具合をヒアリングし評価致しました。

また、今回の劣化調査には取り入れてはございませんが、別の調査方法と致しましては建物の部位ごとにテストピースを取り、コンクリートの圧縮強度を測定したり、コンクリートの中性化の深さを測定したりすることも考えられます。

しかし、そのような調査を今回の全ての対象施設に実施することは多大な費用がかかる上、他の自治体におきましても計画策定時にそのような調査を実施したということは聞いておりません。

以上のことから、目視調査には限界がございますが、公共施設個別施設設計計画策定におきまして、効率的かつ効果的に劣化状況を把握できていると考えております。

なお、今後大規模な長寿命化改修工事等を実施する際には建物が長寿命化に適しているかどうかを判断するという目的でコンクリートの圧縮強度や中性化の深さの試験を実施することは想定されます。

続きまして、ご質問2点目の検査を行う対象者の有資格や建築経験年度についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和2年度に実施した劣化調査につきましては、業者に委託し一級建築士の資格を有する者が調査を実施致しました。委託業者は他自治体での調査及び計画策定の経験を有し、今回の調査におきましても複数の有資格者で調査を実施したため信頼性は高いものと認識しております。

続きまして、ご質問3点目の電気設備、機械設備の評価についてのご質問に答弁をさせていただきます。

劣化調査の電気設備、機械設備につきましては、文部科学省の学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書に示すとおり目視による判断が困難であることから、経過年数及び劣化具合をヒアリングし評価致しました。

議員ご指摘のとおり、使用頻度によって多少なりとも影響はございますが、電気設備及び機械設備につきましては数年ごとに入れ替えるなど定期的に更新を行っている場合が多い上に、設備ごとの明確な評価基準等がないのが現状であるため、経過年数及び劣化具合をヒアリングし評価しております。

以上のことから、公共施設個別施設計画策定における電気設備及び機械設備の評価につきましては適切な評価ができていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

それでは、次の質問をさせていただきます。

建物劣化状況評価として一覧に表し、1から64施設個々に評価されておりますので、次の質問をしてまいります。

質問。

1点目、公共施設個別施設計画での施設番号と町営住宅施設番号が番外となり、別番号になっています。別途とする理由などあればお伺い致します。

2点目に施設一覧1から64において優先度の高い施設、緊急度の高い施設として順位をつけるならばどの施設なのでしょう、お伺い致します。

3点目としまして、施設の適正な配置や管理コストの削減とありますが、どのような方策でしょうか、お伺い致します。

以上、3点よろしくお伺い致します。

総務課長（泉 知典）

古川議員ご質問の公共施設個別施設計画及び町営住宅の施設番号についてのご質問に答弁をさせていただきます。

公共施設個別施設計画の施設番号及び町営住宅長寿命化計画の施設番号が別番号となっておりますのは、計画自体が別計画となっているためでございます。計画ごとに整理番号として付番しております。

続きまして、ご質問2点目の優先度の高い施設、緊急度の高い施設の順位についてのご質問に答弁をさせていただきます。

公共施設個別施設計画におきまして建物の劣化調査を基に算出した劣化点及び経年変化に伴う建物の老朽化の進行を考慮した経年劣化点の合計で総合劣化度を算出し、改修等が必要な施設の優先順位づけを行っております。

総合劣化度が一番大きい施設と致しましては資料館となっており、次に佐柳地区公民館、中央公民館、高見島研修センター、町民体育館という順番になっております。

公共施設個別施設計画は各施設の劣化調査を基に国の示す基準で算出した計画であり、今後の本町における人口の変化、財政状況、住民ニーズ及び社会環境の変化により柔軟に見直すことと致しております。

施設の建て替えや改修等の実施につきましては、各施設の所管課で十分精査の上、集約して検討をしていくこととなっております。

続きまして、ご質問3点目の施設の適正な配置や管理でのコスト削減の方策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

施設の適正な配置及び管理でのコスト削減の方策と致しましては、本町の財政状況を十分に考慮した上で、各施設の所管課におきまして住民ニーズ及び人口減少に留意し、施設ごとの機能及び利用実態を踏まえ、類似、重複した機能の統合や施設の集約化など、効率的、効果的な施設設備の検討が必要になってくると考えております。

また、計画的な維持管理、修繕、更新等を行う予防保全を導入することにより施設の性能維持、安全性を確保し、維持管理コストの縮減を図ってまいりたいと考えております。

さらに、定期的な点検を行うことで施設の劣化状況を詳細に把握し、より早急に異常に気づくことで事故を未然に防止するとともに、施設の管理や適切な時期での改修を計画的に実施できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

答弁された中でちょっとエアコンの音で難しい言葉が、そういうところが聞き取りにくいのでエアコンの音を少し少なくするとか方策の方、お願いします。

ただいまの2点目の質問を答えられました。総合劣化度が一番大きい施設として優先順位という形で、まず資料館、佐柳地区の公民館、中央公民館、高見島研修センター、町民センターという順番になっておりますという風にご答弁されましたが、実は町民体育館と温水プール、それから町民会館の天井部は吊金具にて固定された天井で、緊急度は非常に高い状態になっております。建築基準法においても注意されている事項であり、その対応はどうするのでしょうか。

まず、建築基準法について申し上げますと、建築基準法に基づく天井脱落対策の規制強化として、対象が6メートルを超える高さにある200平米を超える吊天井、または固定

された客席を有する劇場、映画館、演劇場となっております。ということは、これはまず高さ6メートルを超えるところは町民体育館も関連しますし、また町民会館も高さ6メートルに該当しております。また、温水プールもそのように条件が合っておりますので、これは非常に緊急度が高いのではないのでしょうか。答弁お願い致します。

教育課長（竹田 光芳）

古川議員の再質問にお答え致します。

古川議員ご指摘のとおり、町民体育館、温水プール、サクラート多度津につきましては吊天井を有する施設でありますので、地震等々があった場合には危険があるということは承知しております。

利用につきましては利用者の安全を第一に考えてできる安全対策は取った上で、社会教育というか、生涯学習の推進という観点からも利用できるところは利用させていただいて、当然後々には吊天井の改修等々必要になってくると思いますので、その際には他の施設の優先順位等々を考えて、財政状況とか他課との調整をしながら今後の改修の方に検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問ではありませんが、まず建築基準法で定められたという条件につきまして、今の吊天井の構造について問題があるかと思えます。吊天井は今の現状では、新しく改正された金具は1メートルについて1本でございます。さらに2011年、東日本大震災の時に公共施設の天井部が落下した事件等もあり、またトンネル部で天井が崩落して死亡事故が発生しました。さらに、吊天井の金具による劣化により崩落事故っていうのは全国で数々あったために平成26年に建築基準法が改定されたと、こういうことでございます。

まず、行政としてやらなきゃいけないことは吊天井に対してその現場を検証して、その実態を明らかにして安全かどうか、またその後に対策をするっていうのが大事かと思えます。

吊天井のその点検ですが、点検するには足場を使ってという風なお考えであろうかと思えますが、実は体育館、若しくは町民会館については天井部に点検路という、いわゆるキャットウォークというものがあまして、点検足場がございます。やはり天井部でブドウ棚とか吊金具とか照明器具等々がありますので、その天井部には必ずキャットウォーク、要するに点検用通路っていうのはございますので、一度専門家の方に検証していただいて、吊金具が劣化してないか、抜き取り検査等々が必要だと思えますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

町営住宅等建物では372戸の住宅を町で管理し、築年度においては65年以上の建設物も多くあり、築年度30年を超える住宅は全体の70%を超え老朽化が著しいものも多く早急

な対策をしようとしています。長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針として上げられた中からお伺い致します。

1点目は予防保全的な維持管理や耐久性の向上を図る方策とありますが、具体的に述べるとどのような方法でしょうか、お答え願います。

2点目、仕様のアップグレード、修繕周期の延長とは。具体的にお答え願います。

3点目、計画期間を平成30年から令和9年の10年間として記載されておりますが、本年は中間期として実行途中の進捗状況をお伺い致します。

以上、3点お願い致します。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の町営住宅長寿命化計画に関する方針についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津町町営住宅等長寿命化計画は、それまでにあった町営住宅マスタープランを基に、町営住宅等の事業量の平準化を図ることを目的とし、新たな計画として平成23年度に策定し、その後、平成29年度と令和2年度に見直しを行っております。

古川議員ご指摘のとおり、町営住宅については老朽化が著しいものが多く、効率的、効果的な維持管理による住宅の長寿命化を図る必要があると考えております。

ご質問1点目の予防保全的な維持管理や耐久性の向上を図る方策につきましては、住宅のストック状況を把握し管理するために住宅別、住棟別で定期的に点検を行い、適切な時期に建築物の居住性、安全性等の維持向上を図る対策として外壁等の劣化やひび割れについては必要最小限の防水、シーリングなど修繕周期を踏まえ計画的に維持修繕することで住宅の延命化を図るものでございます。

続きまして、ご質問2点目の仕様のアップグレード、修繕周期の延長につきましては、点検結果等により実態に応じた老朽化や劣化を適切に予測し、外壁につきましては費用対効果を検討し、塗装、防水等の改良、改修を実施し、施設機能のアップグレードにより長寿命化活用計画の標準修繕周期の延長を図るものでございます。

また、耐震性に課題のある住棟においては住宅の計画戸数を踏まえ、経済性に配慮し、耐震補強を実施するなど、長寿命化及びライフサイクルコスト縮減に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の計画期間の中間期として実施途中の進捗状況につきましては、長寿命化活用の団地別、住棟別活用計画の建て替え、個別及び長寿命化改善、全面的改善、用途廃止についての計画に基づき、平成30年度から令和2年度の3年間において、主なものでは南鴨住宅南棟屋上の防水、家中中層住宅外装の改修、奥白方住宅の住宅屋上の防水などの改善工事を実施しており、建て替え、用途廃止を計画しております家中住宅、本通3住宅、京町住宅など23棟の解体工事を実施しております。

しかしながら、住宅の老朽化や耐震強度不足による課題も多いことから、長寿命化計画においては住環境の向上と安全・安心な住宅の供給に努め、維持管理の平準化を図り、

住宅の長寿命化の推進に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今1点目の答弁について再質問させていただきます。

最小限の防水、シーリングとは短期的な修繕であり、長寿命化とは異なる対策として一時的な対応の応急処置としているっていう感じで捉えてもよろしいでしょうか。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

外壁等劣化ひび割れについての最小限の防水、シーリングという風に答弁をさせていただきましたが、これは定期的な点検の中で必要な修繕を行うということで、応急的な処置とは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

2点目の再質問です。

2点目の仕様のアップグレード、修繕周期の延長についてのご答弁の中で再質問したいと思います。

対象となる建物は住宅長寿命化計画での2次判定による長寿命化を図る建物が対象となるのでしょうか。再質問致します。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、2次判定によって判定をしております改善が必要な施設について、改善の方法につきましてはアップグレード等も検討しながら長寿命化を図ろうとするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

続きまして、3点目に答弁されました計画期間中の中間期としての進捗状況とまた1次判定、2次判定をされた結果についてのご答弁されましたので再質問したいと思います。

今後、本町の保有する公共住宅は16施設ありますが、1次、2次判定し個別改善及び長寿命化かどちらか決めますと、用途廃止などを分別しますと、個別改良及び長寿命化が3割で用途廃止していくのが約7割ぐらいになります。対象の世帯数が約370世帯ですから約3割とすると100世帯以上、150世帯未満ということの計算になりますが、将来的には入居希望者に対し3割程度の対応しかできないという解釈になりますが、これは今後重要な課題となるために改善を図らなければならないと思いますが、議員からの提案として、これからの公共住宅については公民連携により住宅の供給を図る手段があると思いますがいかがでしょうか。

例として挙げますと、民間アパートを借り上げるなどの方法や空き家を一時的に借り上げる等の方法もありますのでいかがでしょうか、ご答弁よろしくお願い致します。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、現在長寿命化計画の中で進めてきておりますが、今後住宅の建て替え、耐震、維持管理等には財政の部分では大きな費用が掛かってこようかと思っております。

その中で、今議員より提案がございましたが、民間力の活用といった部分につきましても色々な政策が国が打ち出しているものもございますので、今後この長寿命化計画の中で検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

今の町営住宅等長寿命化計画は、私が町長に就任させていただいた年に改めて計画をし直したものでございます。その時の考え方と致しましては、町営住宅の中で必要なものと不必要なものに分ける、そして必要なものは建て替えをする。不必要なものは売却なり貸出しをして町の新たな財源を生み出す施策として行っていくということですが、その時に計画を策定した時点で404ありました。町営住宅が。その時は国の方針として多度津町約2万4,000人の規模と致しましては370戸の町営住宅が必要との方針でありましたのでそのような計画を立てておりましたが、その後、270戸でいいということになりました。そして、私どもでは町営住宅と、それから県営住宅がありますのでそのところを考えながら、今多度津町では270何戸だったと思いますけども、約270戸の町営住宅は造らなければいけないということでもありますので、それをどこに建て替えをしていくか、今も議員おっしゃったとおり、もうほとんどが老朽化している町営住宅ばかりでありまして、そして今政策空き家ということでもう出られた方は入らない、使わない、そういう風な、それはもう危険家屋になってきますのでそれは使えない。そして、そういうところで270戸ぐらいを残すと、その後は売却とそれから建て替えをしていこうと思っております。

そういう時に今それぞれ売却したところ、町有地の時もあるし、また民間の土地もそれぞれのところで売却した場所があります。そういうところに住宅が建設をされて新たに町民となられる方が移住・定住してこられているところがあります。そのようなことも参考にさせていただきながら町営住宅を売却した後もそういう新たな人が入ってくることに繋がっていくんじゃないか。また、そういう繋がっていけるような施策を行っていくと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の再質問の中で、今先ほど町長から必要住宅戸数についてちょっと正確な数

字が述べられてませんでしたので、224戸と、今回3回目の見直しで行っておりますので報告させていただきます。

失礼しました。

管理戸数として244戸です。失礼しました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではありませんが、公共施設の公共住宅については災害時には罹災された方に対して供給する施設でもありますので、今後、数の方の確保というのはよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、先ほども答弁の中に前の質問でありましたが、年間16億円から13億円、そういう風な公共投資が必要であると。また、財源2億6000万円という答弁をされました。やはりこれから民間活力を利用しまして民間からの借り上げやそういう風なことを利用しますと行政が財政に係る経費を少しでも少なくできるということで、是非とも検討の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

令和2年9月定例会一般質問において、今後の施設の老朽化に伴い充当可能基金の残高の推移に注視し、その他特定目的基金の積み上げが必要と問ひましたが、今回の公共施設個別施設計画と前回の一般質問の答弁とは若干異なる見解が生じておりますがどのようにお考えでしょうか、お伺ひ致します。

1点目、令和2年度、3年度以降の財政状況において、特定の目的基金を積み上げながら長寿命化計画を遂行することは計画に無理があるのではないかとお伺ひ致します。

2点目に、各施設において緊急を要する補修や修理は毎年予算を投入していくが、財政調整基金の著しい減少が現れ、健全な財政運営と思われませんかいかがでしょうか、お伺ひ致します。

3点目は今後老朽施設の補修・改築を必要と迫られる傾向が2025年に現われ、2030年から高い山になり、2040年にはピークを迎える。町として財政状況を鑑みて今後の公共施設の在り方、運営に対し現時点である程度の方針を出すべきと思われませんかいかがでしょうか。

4点目、補修改築を計画する上で、5年後、10年後、加速度的に進化する社会的ニーズを検討し計画に反映する必要があるがどのようにお考えでしょうか。

以上、4点、ご答弁お願ひ致します。

総務課長（泉 知典）

古川議員ご質問の現在の財政状況の中、特定目的基金を積みながら長寿命化計画を遂行することは計画に無理があるのではないかとご質問に答弁をさせていただきます。

今回の公共施設個別施設計画における長寿命化等の実施計画は、あくまでも各建物の建設年度、築後年数、部位劣化状況等を考慮して学校施設の長寿命化計画策定に係る解説

書の附属プログラムにて計算したものであり、人口の変化、財政状況、住民ニーズ及び社会環境の変化により柔軟に見直すこととされております。

近年の財政状況でございますが、人件費や公債費など経常的な歳出の増加等により財源不足が生じ、財政調整基金で補填している状況が続いております。また、令和3年度は新庁舎等建設事業を施工中であり、例年以上に生じる多額の財源不足を財政調整基金からの繰入れにより補填せざるを得ない状況が見込まれ、現時点での施設の老朽化に対応するための特定目的基金の積立金を捻出するのは非常に困難であると考えております。このような状況でございますので、まずは新庁舎建設事業完了後、本町の歳入歳出状況を検証し、今後の財政見直しを立てた上であらゆる歳入確保策を講じるとともに、新規事業の抑制や既存事業見直し等、歳出削減を行うことで財政収支の均衡に努めてまいります。

その上で財政調整基金の復元の見込みが立ちましたら財政状況と併せて施設の利用状況、劣化状況、住民ニーズ等に応じて計画を柔軟に見直しながら、健全な財政運営が継続できる範囲内で特定目的基金の積立ての検討を行い、対応してまいります。

続きまして、ご質問2点目の緊急を要する補修や修理により財政調整基金の著しい減少が見込まれるような状況では健全な財政運営とは思えないが、いかがかのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、施設の修繕につきましては壁の崩落や床の破損など、利用者の方々の安全に直接関わるものを最優先事項として行っております。また、雨漏り等放置することが損傷箇所の拡大を招き、将来的な修繕費の増加に繋がるものについても優先的に修繕しております。

今後も老朽化の度合いや緊急性、安全性などを総合的に勘案し、優先順位をつけた上で各年度で財政負担を平準化しながら予算計上を行い対応してまいります。

ただ、施設の老朽化が進む中で大規模修繕が必要になったり、急を要する修繕が多くなったりすることが考えられます。こうした修繕が財政調整基金の著しい減少を招かぬよう、国や県の補助金や地方債等の特定財源を活用しながら効率的、効果的に行う必要があると考えております。

そのため、応急措置で一時的に対応できる場合には補助の創設、採択を待って予算化する大規模な修繕の場合に交付税措置のある有利な地方債の活用を検討するなど、特定財源を最大限有効に活用し、財政調整基金の減少を最小限に抑制できるよう今後も検討し、健全な財政運営の維持に努めてまいります。

続きまして、3つ目の今後の公共施設の在り方、運営の方針についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では高度経済成長期以降、多くの公共施設や道路、橋梁、上下水道などのインフラ施設等を整備し、行政サービスの提供及び住民生活の基盤整備等に取り組んでまいりましたが、現在これらの公共施設等が更新時期を迎えつつあり、補修及び建て替えの必要

性に迫られております。

また、少子・高齢社会の進展、社会経済情勢が変化していく中、多様化する住民ニーズに対応し、住民満足度の高い行政サービスを提供していくことが求められております。本町と致しましても公共施設等の老朽化は非常に大きな課題であると認識しておりますが、町の施設には様々な歴史的な背景や経緯、地域性等があり、公共施設の在り方や運営等につきまして施設の価値を一概に計量的な数字で表すことや今後の詳細な方針を出すことは非常に困難であると考えております。

まずは各施設の所管課におきまして住民ニーズを集約することから始め、財政状況等を総合的に判断し、具体的な実施計画を立案していくことが重要であると考えております。

限られた財源の中、公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画を基に財政状況や人口動態、各施設の利用状況を踏まえ、中期的な視点を持ち、施設の更新、統廃合、長寿命化など適正な対策を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、ご質問4点目の社会的ニーズを計画に反映する必要があるかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、今後の社会的ニーズは変化していくことと想定されます。公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画につきましても今後の本町における人口の変化、財政状況、住民ニーズ及び社会環境の変化により必要に応じ柔軟に見直しを行い、中・長期的な維持、更新費用の縮減や財政負担の平準化を図り、将来にわたり適切な住民サービスの水準の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、3点目、4点目、再質問がございましたが、時間があと3分を切りましたので、こちらの方から再質問の事項を述べさせていただきます。

まず、公共施設の利用範囲については一番用途が広いのは全区域の施設で文化ホールや体育施設、中央図書館等に施設が入ります。これらの施設はやはり広域化を図り、広域が可能であれば10分か15分ぐらいで隣の市に行けるため、自分の町で全て施設を持つ必要はないかと思われまます。

隣接する市にある施設を分担金を払って一緒に使っていくというような施策が必要ではないかと思われまます。複数の市や町が共同で建設し維持することでコストが分散され、将来的な年間13億円、16億円というその建設投資が少しでも軽減されるのではないかと思われまます。

4点目が社会ニーズのことに対して質問しようと思っておりましたが、この過去の5年間の間でデジタル技術が本当に進化してまいりました。今後の5年間は過去の5年間よりももっと進捗が加速していくのではないかと思います。例えば、駅周辺の整備や歴史的な文化財に対して投じていくのであれば町外から人を招き入れるのであれば、やはり

デジタル時代に対応し、その環境を整えなければいけません。

例えば、要所、要所で、先ほど中野議員も質問されておりましたが、各所でWi-Fi機能を使いながら、既にVR、ヴァーチャルリアリティーということを使って説明や体験というサービスも必要なのではないのでしょうか。

また、多度津町には電気自動車の急速充電設備がございません。町外から今後人が来る場合にはこのような施設が必要となつてまいりますので、これは急速に検討の方をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。どうも有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって10番 古川 幸義 議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩し、再開を午後1時と致します。よろしくお願い致します。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き一般質問を再開致します。

次に、3番 天野 里美 君。

議員（天野 里美）

皆さん、こんにちは。3番 天野 里美です。よろしくお願い致します。

多度津町における防災対策及び高齢者の移送サービスの大ききは2点、一般質問をさせていただきます。

平成23年の東日本大震災をはじめ、平成26年広島市で多数の死者を出した土砂災害、平成27年関東・東北豪雨災害、平成28年台風10号による高齢者施設の被災、平成30年7月豪雨では大雨特別警報が11府県に発表される記録的な大雨により、岡山県・広島県・愛媛県を中心に河川の氾濫、土砂災害が多数発生し、死者・行方不明者が200名を超える大惨事となりました。また、令和元年台風19号では1都12県に大雨特別警報が発表され、国及び県管理河川において142箇所が決壊するなど、同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生致しました。

このように、近年では地球温暖化に伴う気象状況の激化により突発的に発生する激甚な災害が多発しており、今年度においても7月の梅雨前線による大雨の被害は熱海をはじめ、広範囲な地域で発生しており、この多度津町においても床下浸水被害があり例外ではありませんでした。

国はこういった災害に対し、昭和36年に災害対策基本法を制定するとともに、災害時に居住者等に適切な避難を促せるように避難勧告等に関するガイドライン等のガイドラインを作成してきました。

また、市町村は災害対策基本法において基礎的な地方公共団体として当該市町村の住民

の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当該市町村の地域に関わる防災に関する計画、地域防災計画を作成し、実施する責務を有するとされており、多度津町においても昭和61年に多度津町地域防災計画を作成し、以来、国が作成する防災基本計画及び香川県地域防災計画と整合性を図りながら修正を加え、令和3年3月には最新の計画がまとめられております。

一方、国では令和元年台風19号等による災害からの避難に関するワーキンググループの提言を踏まえ、令和2年度には2つのサブワーキンググループにおいて制度的な論点の議論を行い、令和3年5月20日付で災害対策基本法の一部を改正する法律を施行し、警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」は「高齢者等避難」に、警戒レベル4「避難勧告・避難指示（緊急）」は「避難指示」に、警戒レベル5「災害発生情報」は「緊急安全確保」に、それぞれ避難情報が変更になりました。

これを踏まえ、これまでの避難勧告等に関するガイドラインを名称を含め見直し、避難情報に関するガイドラインとして改定されました。

そこで、1点目の質問です。多度津町地域防災計画の第7節、町計画の修正には、この計画は社会情勢の変化等を踏まえ常に実情に沿ったものとするため毎年検討を踏まえ、必要あると認める時は多度津町防災会議に諮り修正するとあります。現在の多度津町地域防災計画は警戒レベルにおける避難行動において、国の避難情報に関するガイドラインと一致しないところがあると思うのですが、多度津町地域防災計画を早急に見直す必要はないのでしょうか。

令和3年6月定例会の中野議員の一般質問に対して、今回の災害対策基本法の改正内容を反映した地域防災計画の修正につきましては、防災基本計画及び香川県地域防災計画との整合性を図った上で、多度津町防災会議に諮る必要があるため、令和3年度末を目途に修正を行いたいと考えていると答弁されておりましたが、7月、町内においても災害がありました。今もこのお考えのままでしょうか。少なくとも国の避難情報に関するガイドラインを参考にした町独自の暫定的なガイドラインを作成する必要があると思うのですが、いかがでしょうか。質問致します。

町長（丸尾 幸雄）

天野議員の多度津町地域防災計画の早急な見直し、または国の避難情報に関するガイドラインを参考にした町独自の暫定的なガイドラインの作成についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津町地域防災計画における本年5月の災害対策基本法等の一部改正に伴う見直しにつきましては、香川県地域防災計画の修正が完了し、整合性を図った上で実施することとしており、令和3年度末の予定としております。

しかし、避難指示等の避難情報の発令に当たっては特に住民の方への影響が大きいことから、議員ご指摘の町独自の暫定的なガイドラインに代わる基準を改正法施行と併せて運用できるよう、地域防災計画に基づき暫定的に5月18日に定め、避難指示への一本化

等、重要な情報を住民に対し全戸配布や広報及びホームページにて周知を行っており、7月8日の大雨の際は新しい基準に基づき避難情報を発令をし、対象地域における適切な避難を促したところでございます。

引き続き上位計画の動向を注視するとともに、多度津町地域防災計画の適切な修正が実施できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問です。

7月8日午前8時15分に多度津町に土砂災害警戒情報が発令、発表され、多度津町は多度津町全域に避難指示を出しました。しかし、本当に多度津町全域に避難指示を出す必要があったのでしょうか。

国の避難情報に関するガイドラインでは土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されますが、警戒レベル4、避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこととなっており、丸亀市、善通寺市、三豊市は避難指示を全域ではなく一部の地域に出していました。この事実を考慮しても、私は先ほど改正法施行と合わせて運用できるように地域防災計画に基づき暫定的に5月18日に見直し、その新しい基準に基づき避難情報を発令したとご答弁いただきましたが、その見直した内容でよいとお考えでしょうか。きめ細やかな避難指示を行うべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。再度質問致します。

総務課長（泉 知典）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず、多度津町地域防災計画の早急な見直しでございますが、先ほどご説明致しましたとおり、災害対策法の一部改正を受け、地域防災計画に基づき暫定的な基準を定めております。また、従来大字単位での避難情報の発令をしておりましたが、7月8日の大雨の際は災害が発生する恐れが色んな地域であることも極めて高い状況でありましたことから、全域に避難指示を発令することと致しました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございました。

次に、2点目の質問です。

多度津町地域防災計画を拝見致しますと、第10節、計画の基本的考え方の中に自主防災組織の育成支援とあり、災害時における自主防災組織の役割はとても大きいものと感じます。

多度津町における自主防災組織の組織率はどのようになっているのでしょうか。今現在、どれぐらいの自主防災組織が必要であり、実際に活動している自主防災組織はどれぐらいあるのか。また、未組織の地域に対してどのような育成支援を行っているのか質

問致します。

総務課長（泉 知典）

天野議員の町内の自主防災組織における組織率、必要数及び活動組織数並びに未組織の地域に対する育成支援についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町内における自主防災組織の組織率につきましては、組織を構成する母体が同一ではなく母数が不明なため、総務省及び県に報告している自主防災組織活動カバー率を申し上げます。このカバー率は組織されている地域の世帯数を町内の総世帯数で割ったものであり、その割合は72.6%であります。

必要数につきましては、現在一部を除き自治会を単位として19組織が結成されておりますが、分母が異なるため必要数については申し上げることはできませんが、自主防災組織活動カバー率を100%に近づけることが地域の防災力向上に寄与するものと考えております。

また、実際に活動している組織数につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は一部を除き活動を休止しておりますが、それ以前は多くの組織で訓練や講演、勉強会等の活動をされていきました。組織の地域に対する育成支援につきましては、自治連合会総会等での啓発や防災資機材を助成する自主防災組織資機材整備要綱を定め、結成当初の活動を支援するとともに、結成後も職員による出前講座や各組織における地区防災計画の作成支援並びに町防災訓練を通じた連携強化等の必要な施策を適宜検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問させていただきます。

自主防災組織活動カバー率では72.6%という高いカバー率になっているようですが、私を含め町民にとっては実感のない数値のように思えます。自分がどの自主防災組織に所属し、災害時には自主防災組織とどのように関わればいいのかを理解している町民はどれだけいるとお考えでしょうか。そもそも多度津町全域をカバーするためには町として自主防災組織がどの程度必要であると考えているのか、またその目標に対して自主防災組織として機能、活動している組織がどれぐらいあると認識しているのかを質問致します。

もちろん既存の自治会とは地域性や効率性を考えた場合、一致しないことは承知しておりますし、新型コロナウイルス感染症のため現在は十分な活動ができていない状況であることも存じていますが、まずは町が行政の責任としてあるべき自主防災組織の姿を示すべきではないかと考えます。

確かに自主防災組織の結成の際に多度津町自主防災組織資機材整備助成事業を活用すればメガホンや消火器、救急セット、ヘルメットなど資機材の助成を受けることができるようになっていますが、1回限りの助成であり、保管場所は自分たちで確保しなければ

ならず、年1回の防災訓練などで義務づけられています。

資機材の助成は有難いことではありますが、組織の結成、維持、運営などのソフト的な支援が町民の望む育成でもあり、支援であると思います。私も防災士の資格を持っていますが、防災士による自主的な活動には限度があり、やはり町主導の積極的な育成、支援が自主防災組織には必要でないかと考えます。これらのことについて再度質問させていただきます。

総務課長（泉 知典）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

自主防災組織のカバー率につきましては、先ほどご説明致しましたとおり100%に近づけることが地域の防災力向上に寄与するものと考えております。また、自主防災組織の活動につきましては毎年ほとんどの組織から活動計画書と報告書の方を提出をいただき、本年も新型コロナウイルス感染症が蔓延する状況ではありますが、可能な範囲での活動を予定している組織もあります。

今後におきましても自主防災組織の育成支援につきましては積極的に協力、援助をして努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。育成支援よろしくお願い致します。

3点目です。

同じく、第10節、計画の基本的考え方、平成25年6月の災害対策基本法の改正において、自力避難が難しい一人暮らしの高齢者や障害者等の避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられたとあります。また、要配慮者対策の推進として、避難行動要支援者名簿を整備・活用するとありますが、名簿の作成及び整備の状況及び活用方法について質問致します。

総務課長（泉 知典）

天野議員の避難行動要支援者名簿の作成、整理の状況及び活用方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

避難行動要支援者の名簿につきましては平成25年度の災害対策基本法の改正を受け、多度津町地域防災計画に定める基準に基づき作成しており、毎年度更新しているところでございます。

また、その活用方法につきましては、平常時は避難行動要支援者の同意の下、避難支援が可能な地域の方への提供をすることができ、非常時には同意の有無に関わらず外部へ提供することが法律において定められております。

本町におきましては情報提供の同意取得準備を進めており、現時点では非常時における情報提供の活用を想定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

済みません、再質問です。

避難行動要支援者名簿の件で再質問させていただきます。

令和3年3月定例会の尾崎議員の避難行動要支援者名簿を作成しているのかという一般質問に対して、町は現在の避難行動要支援者名簿は単なる要求を満たすと思われる対象者の名簿であることから、今後真摯に避難指示を必要とする該当者を本人、あるいは家族への希望調査等を通じて把握し、改めて作成する避難行動要支援者名簿に登載した上で、一人一人の個別支援計画を策定していく作業が必要となると答弁されております。先ほどのご答弁では、毎年度更新しているところでありとありましたが、この半年で新しい名簿が作成されたのでしょうか。また、情報提供等の同意の取得準備を進めている段階であるということですが、名簿の十分な活用はできていないという判断でよろしいのでしょうか。いつになったら情報提供の同意が完了し、普段からの災害予防に役立たせることができるのでしょうか。

また、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針によりますと、まずは災害時における避難行動要支援者名簿の作成、活用があり、それに対するさらなる避難行動支援のための取り組むべき事項として個別計画の策定が示されています。その内容は地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき市町村、またはコーディネーターが中心となって避難行動要支援者と打合せ、具体的な避難方法等について個別計画を策定することとあります。まずは名簿の作成、整備が十分になされてからの話だと思いたすがいかがでしょうか。再質問致します。

総務課長（泉 知典）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

避難行動要支援者の名簿につきましては、先ほど申し上げましたとおり毎年度更新しており、現時点では非常時において避難支援を行っていただける方への名簿情報の提供を想定しております。

また、本年5月の災害対策基本法の一部改正を受け、避難行動要支援者名簿情報の実効性を図るため、平常時から避難支援関係者に提供可能となるよう同意の取得準備を進めております。

個別避難計画につきましても議員ご指摘のとおり、実効的な名簿を整備後に円滑にできるよう準備していく予定でございますが、現在のところいつまでにはできるとは正直申し上げられない状態ではございます。しかしながら、早急に作ることも必要でありますので、関係各課とも協議検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。

皆さんのお家にもこの「ほっと県議会かがわ」っていうのが届けられてると思います。

こちらに6月の定例県議会の内容が掲載されております。2ページ目を開けていただきますと、自民党議員の辻村県議会議員の代表質問、こちらに掲載されておりますが、災害対策基本法の改正への対応について、知事は先般の災害対策基本法の改正で高齢者や障害者などの避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が市町の努力義務とされたが、現時点で避難行動要支援者名簿に掲載された全員の個別計画を作成しているのは善通寺市と東かがわ市にとどまり、今後より一層の取組が必要であるとし、浸水想定区域など危険な場所に居住する方などについては、今後おおむね5年程度で優先的に計画を作成できるよう、各市町を積極的に支援していきたいと答弁されています。このように既に名簿掲載者全員の個別計画までも作成している市があるのです。

また、県議会においてははっきりと各市町を積極的に支援していきたいとおっしゃっているのです。ぜひ多度津町におかれても町民の安全・安心を守るためにも積極的な対応をお願い致します。

4点目の質問に入ります。

第3章、災害応急対策計画、第1節、活動体制計画についてです。

これは多度津町における災害時の中核となる災害対策本部について記載されたものです。この中に災害時における町職員初動マニュアルとあり、各課は適宜見直しを行い、マニュアルを実態に即したものにしよう努めなければならないとありますが、具体的にはどういったマニュアルになっているのでしょうか、質問致します。

総務課長（泉 知典）

天野議員の災害時における町職員初動マニュアルについてのご質問に答弁をさせていただきます。

災害時における町職員初動マニュアルは多度津町地域防災計画及び水防計画に基づき、職員等の発災時における初動態勢等を迅速かつ適切に整え、その後の活動全体を円滑に実施し、住民の生命と財産を守ることを目的としており、警報等が発表された際の職員配備基準や発災時の事務所枠を定めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

5点目です。

令和3年7月7日から8日にかけて梅雨前線による大雨が多度津町にも降りました。高松地方気象台の発表によりますと、多度津町では降り始めから8日24時までの雨量が144.5ミリを記録し、これは7月の月降水量の約90%に当たるものだそうです。恐らく避難情報に関するガイドラインが策定され初めてのケースではなかったかと思えます。

7月8日午前8時15分に多度津町に土砂災害警戒情報が発表され、警戒レベル4となり、多度津町全域に避難指示が出される事態となりました。私の自宅周辺も水路と道路の境目が分からず、まるで全体が水路のような状況でした。そんな中、100歳を超える独居高齢女性の家族からの電話がありました。私が豪雨の中、土のうを運ぶという初め

での経験を行いました。

そこで質問です。7月7日から8日にかけての気象の状況と町の対応について質問致します。

まず、避難指示について、町民に対する情報の周知徹底はどのように行ったのでしょうか。また、このとき避難行動要支援者名簿の活用は行ったのでしょうか。そして、指定緊急避難場所の開設状況はどうなっていたのか、実際に避難された方は何世帯、何人いたのでしょうか、質問致します。

総務課長（泉 知典）

天野議員の避難指示発令時の町民に対する情報の周知徹底及び避難行動要支援者名簿の活用、また指定緊急避難場所の開設状況及び実際の避難世帯数及び避難者数のご質問に答弁をさせていただきます。

避難指示につきましては、先ほど申し上げた改正災害対策基本法等に基づき本町を対象とした土砂災害警戒情報が発表されたため、避難所の開設状況を確認した上で、同日8時25分に山沿いや河川付近等の危険場所を中心に町内全域に発令しており、その情報の周知につきましては防災行政無線及び緊急速報メールにて実施致しました。

加えて、留守録応答装置を利用した防災行政無線放送確認ダイヤルやスマートフォン用アプリである香川県防災ナビを活用し、可能な限り住民への周知をしたところでございます。

この避難指示の発令に伴い、多度津中学校、白方小学校、佐柳本浦住民会館及び佐柳いこいの家を避難所として開設し、避難者の受入れを実施したところ、避難世帯数は11世帯、避難者数19名でした。

また、避難行動要支援者名簿の活用につきましては、避難指示の発令後に高松地方気象台より、降雨は小康状態となることが示され、災害発生報告も限定的であったことから、外部への情報提供は実施しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問です。

先ほどのご答弁について再質問させていただきます。

避難指示については改正災害対策基本法等に基づき多度津町を対象とした土砂災害警戒情報が発表されたため、山沿いや河川付近等の危険場所を中心に町内全域に発令したとありましたが、現在の避難情報に関するガイドラインでは、発令対象区域の絞り込みの基本的な考え方として、避難情報は災害により命を脅かされる可能性がある居住者等がいる災害リスクのある区域等において、河川氾濫や土砂災害の発生の危険が高まっている場合に発令する必要があるもので、1、防災気象情報の切迫度の高まり、2、災害リスクのある区域等との両方が重なり合った場所に、1の防災気象情報に対応する警戒レベルの避難情報を発令することが基本であり、このように発令することを発令対象区域を

絞り込むということであるとあります。

また、答弁では避難行動要支援者名簿の活用については避難指示の発令後に高松地方気象台より降雨は小康状態になることが示され、災害発生報告も限定的であったことから、外部への情報提供は実施していないとありました。避難情報に関するガイドラインを参考にした場合、町内全域に避難指示を出すという判断は正しかったのでしょうか。避難指示を絞り込んでおけば避難行動要支援者名簿の対象が少なくなることから、名簿を有効に活用することもできたのではないかと考えますがいかがでしょうか。

総務課長（泉 知典）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、今回の降雨に関しましては町内全域に避難指示を発令したことは土砂災害、河川や水路の氾濫等の危険性から妥当であったと考えております。

また、避難行動要支援者名簿につきましても発令後の高松気象台の気象予測より情報提供の必要があったとは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問です。

避難所についての答弁で多度津中学校、白方小学校、佐柳本浦住民会館及び佐柳いこいの家を開設し避難者の受入れを実施したとありましたが、他の避難所を開設しなかった理由は何なのでしょう。避難指示を町内全域に出すのであれば、町内全域の避難所を開設する必要があったのではないのでしょうか。

また、町内には指定緊急避難場所が48箇所ありますが、避難所と違い当日の指定緊急避難場所の開設状況を再度質問致します。

総務課長（泉 知典）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

当初に避難所を4箇所開設した理由につきましては、過去の災害実績から収容人数について十分であること、避難場所と比較して立地条件や設備が整っていること、長期にわたって開設してきたため住民への周知が図られていること等が上げられます。また、他避難所につきましても開設した避難所への避難状況を勘案し、開設する準備をしていたところでございます。

今後も気象情報や避難状況を考慮し、適宜開設避難所の増設等の必要な措置を取ってまいります。

指定緊急避難所と指定避難所は災害対策基本法に規定されており、指定緊急避難場所とは災害が発生し、または発生する恐れがある場合にその危険から逃れるための避難場所とされており、災害時に緊急的に避難する場所となっております。

一方で、指定避難所とは災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間、滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に

滞在させるための施設とされており、避難された方が生活する施設を指します。

当日の指定緊急避難場所の開設状況は避難所と同様の多度津中学校、白方小学校、佐柳本浦住民会館、佐柳いこいの家の4箇所です。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

次の質問に入らせていただきたいと思います。

6点目です。

町職員の初動態勢はどうなっていたのでしょうか。具体的にはどういう対応をしていたのでしょうか。また、多度津町地域防災計画第3章、災害応急対策計画、第1節、活動体制計画の中の動員配備体制では職員の動員配備の基準が示され第1次配備から第3次配備まで計画されていますが、7月7日から8日にかけての動員配備体制はどのように推移したのでしょうか。

私は自分自身の身の危険を感じながら土のうを取りに行き設置致しましたが、100歳を超える独居高齢女性に自分の命は自分で守ることが基本だと言えるのでしょうか。本来、こういった場合、どういう対応をすべきだったのでしょうか。もし地域の共助でお願いしますというのであれば、自主防災組織の育成支援は急務だと思いますがいかがお考えでしょうか。質問致します。

総務課長（泉 知典）

天野議員の町職員の配備体制と高齢者の避難と自主防災組織の育成支援についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、7月8日の大雨による町職員の配備体制についてでございますが、警報発表に伴い、多度津町地域防災計画に基づき水防本部を設置し、職員の配備を行いました。

まず、注意報が発表された後、河川の増水に対応するため町内各施設の排水ポンプの操作作業を開始しており、必要な活動を実施していたところでございます。

その後、土砂災害警報情報が発表されたため、山沿いや河川付近等、危険箇所を主とした町全域に避難指示を発令するとともに、4箇所の避難所を開設し、排水作業や土のう搬送等の浸水対策を実施しておりましたが、気象状況が好転し警報が解除され、町内の危険度の低下が確認されたため、避難情報を解除し水防本部を解散致しました。

続きまして、高齢者の避難と自主防災組織の育成支援についてでございますが、災害から生命、財産を守るためには自らの身は自ら守る自助及び地域のことは地域で守る共助に加え、行政の取組である公助が基本となります。

日頃から災害に対する心構えや備えをしていくことが重要であり、災害が起きた際には自力で避難することが難しい高齢者は具体的な避難方法や安否の確認方法を家族や自主防災組織の近隣住民と話し合っておくことが必要だと考えております。

以上のことを踏まえ、本町におきましても自主防災組織の育成支援を継続し、組織拡大と防災意識の向上を目的とした普及啓発活動を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

7点目です。

私の住む地区の人に聞くと、10年ほど前にも同じような被害があったということですが、河川の改修など、なぜ十分な対応が取られてきていないのでしょうか、質問致します。

建設課長（三谷 勝則）

天野議員の河川の改修など、なぜ十分な対応が取られてきていないのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の河川につきましては、県の管理河川であります東桜川でございます。県では平成17年2月に過去の水害の発生や河川整備の実施状況など、河川の総合的な保全と利用に関する桜川水系河川整備基本方針を策定しており、平成19年12月に桜川ほか、桜川の支流であります小桜川、東桜川の洪水の安全な流下や浸水被害の軽減を図るため、桜川水系河川整備計画を策定し、河川改修を順次進めていただいているところであります。

東桜川の河川整備計画につきましては、県に確認したところ、町道198号線、二ツ橋、1号橋地先の桜川合流点から上流のJR予讃線までの約300メートルの区間について掘削、拡幅する河川改修を実施することになっており、それから上流部の整備計画につきましては現在のところ計画は未定とのことでありました。現在の河川改修工事につきましては、桜川合流点から上流に向け実施しております。

議員ご指摘の東桜川の越水により道路が浸水する地区につきましては、過去にも豪雨や台風など大雨時に浸水被害が発生しており、原因としては降雨量、高潮に伴う河川の水位上昇、標高など、地形的なことが考えられますが、現状においては十分な対策ができていないため道路が冠水してしまうなど、地域住民の皆様にはご不便やご不安な思いをお掛けしている状況でございます。

今後、本町と致しましては県に対し、早急な河川改修や浸水対策などの要望はもちろんのこと、浸水地域上流からの河川流量の抑制や浸水被害の防災・減災対策の取組など、県と協議検討し一日も早く住民の皆様が安心していただけるよう浸水対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

済みません、再質問を上げさせていただきます。

9月号の「広報たどつ」におきまして、避難情報と災害時の避難行動についてとして災害対策基本法の一部を改正する法律の周知がなされております。この中で避難指示の取るべき行動は危険な場所から全員避難と記載されています。町が管理している河川の水路が氾濫し、避難指示が出ている状態で、町民に対して土のうは町民自らが運び積まな

ければならないというのは、正しい指導であると言えるのでしょうか。

1番 中野議員さんの土のうに対する質問にもございましたが、敢えて今回私の場合、どのようにすれば良かったのか、ぜひご指導いただきたく再度質問をさせていただきます。よろしくお願い致します。

総務課長（泉 知典）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

避難指示が発令された場合には危険な場所から全員避難が取るべき行動として求められておりますことから、河川や水路等が氾濫している状況におきましては安全な施設への避難、または自宅等での2階への垂直避難などが安全を確保するための取るべき行動となると思います。

つきましては、避難指示発令時における土のう搬送等の屋外での作業は危険を伴いますので、可能な限りお控えいただき、身の安全を確保いただきますようお願い申し上げます。

また、土のうの搬送につきましては、先ほど中野議員のご質問の際にも答弁致しましたが、水防本部が設置された場合は、ご自身で取りに行けない場合、ご要望があれば土のうを搬送しておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

済みません、ちょっと時間も押し迫ってまいりましたので、次の質問に入らせていただきます。

8点目です。

今回、自家用車が浸水するという事で各々がコンビニやパチンコ店の駐車場に車を止めたということですが、コンビニは営業上の支障があったのではないかと考えます。町として、パチンコ店などに対して災害協定として駐車場の確保をお願いすることはできないのでしょうか。ご質問致します。

総務課長（泉 知典）

天野議員のパチンコ店などに対して災害協定として駐車場の確保をお願いすることはできないのかのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では災害時に一時的な避難場所としての使用ができるよう、民間施設等の所有者と協定を締結しており、災害時には本町の要求に基づき避難場所を開設することができますが、過去の災害時の避難者数を確認したところ、町有施設のみで収容可能であり、要求した実績はございません。

また、災害に対する避難であれば協定への理解を得ることが可能と思われませんが、駐車場としての使用の場合は業務への支障等により理解を得ることが難しいと想定されます。

加えて、町内の大部分が洪水浸水想定区域であり、過去の事例で災害時に車中避難を行

う住民が確認されることから、被災する可能性のある区域を指定することは難しいと思われま

す。以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

災害時の駐車場の確保につきましては、当該町民の意見を十分に聞き、町民にとって安全・安心を守ることができる場所の確保をしていただけることをお願い致します。過去の大雨特別警報によるマスコミの映像を見ておられますと、車が流されることにより被害が甚大になるケースがよく映し出されておられます。今まで車が流れ出すことがなかったからといって水路の氾濫により十分に車が浸水しているところにおいては、いつ車が流れ出すかは分かりません。災害予防の観点からも駐車場の確保については検討していただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い致します。

9点目に入ります。

ハザードマップの活用や普段からの緊急避難場所の確認、避難経路の確認など、町民に対する啓発や周知がとても重要だと考えますが、町としてどのように取り組んでいるのか質問致します。

総務課長（泉 知典）

天野議員のハザードマップの活用や指定緊急避難場所及び避難経路の確認など、町民に対する啓発や周知の取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

災害種別ごとのハザードマップにつきましては、地域住民を対象にワークショップを開催し、避難場所や避難経路の確認を行いながら作成しており、総合ハザードマップにつきましても最新の情報を掲載できるよう適宜更新し、全戸配布やホームページへの掲載をしております。

ハザードマップの活用につきましては自主防災組織におきまして防災訓練での使用や、地域防災計画作成に利用していることが報告されており、また町主催の防災訓練での使用等を通して自主防災組織のみならず一般の方の利用促進についても啓発してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問です。

先にお尋ねしたんですが、住民課窓口にて多度津に転入届等を提出した住民に対してハザードマップ等の配布を実施していないというご返答をいただいております。その後、改革をされましたでしょうか。住民への周知啓発第一歩としてそれは大切なことだと思いますが、どのような対応をされているかお答えいただけますでしょうか。お願いします。

総務課長（泉 知典）

天野議員の再質問にお答えします。

申し訳ございませんが、その件についてちょっと私、承知しておりませんで申し訳ございません。そういう風な必要があるなら再度検討してそのように行いたいと思います。現実は今渡しておりません。それはもう一度確認させていただきます。申し訳ございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

また、ご返答をお待ちしております。よろしくお願い致します。

防災対策は町民の安全・安心を守る上で極めて重要な課題です。それだけに平時より町民との積極的なコミュニケーションを図り、深めていかなければなりません。単に町が一方的な計画を立てるだけではなく、町民の意見にしっかりと耳を傾け、計画の内容を説明し、いざという時にはどのような避難行動を取らなければならないかを具体的に示し、理解を得る必要があると思います。

また、ハザードマップにおいても災害ごとに見直しを行い、常に最新の情報が反映されることが重要だと思います。国の避難情報に関するガイドラインには、市町村は居住者等の一人一人が適切な避難行動を取ることができるように平時から防災知識の普及を図るとともに、災害時には居住者等の主体的な避難行動を支援する情報を提供する責務を有するとあります。

この上で、居住者に対して自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動を取ることが必要であると言っているのであると思います。

つまり、普段から周知啓発と信頼関係の構築が大切なのではないでしょうか。町民が主体的な判断をするための知識や情報提供は行政の責務だと思います。ぜひ防災予防とともに、この点についても十分に意識していただき、町民の安全・安心を守っていただきたいと思います。どうかよろしくお願い致します。

最後の質問に入ります。

大きくは2点目の質問です。

高齢者の移送サービスについてです。

私は令和3年3月の定例会一般質問において、この問題について質問をさせていただきました。そのとき、3月16日に予定している運転ボランティア養成講座を開催し、その受講者を活用して事業実施に向けて準備していきたいとの旨の答弁をいただいております。

新型コロナウイルス感染症のため思うように準備は進んでいないかもしれませんが、同事業の進捗状況について質問致します。運用するに当たり、具体的な要綱案はできたのでしょうか。また、必要な人員、車両などの確保はできたのでしょうか。今後の見通しも含めお答え下さい。お願いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

天野議員の高齢者の移送サービスの進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和3年3月の定例会一般質問において答弁させていただいたとおり、3月16日に多度津町社会福祉協議会が健康センターにおいて第1種普通運転免許のある75歳以下の方を対象に、地域支え合い活動、運転ボランティア養成講座を開催し、23名が受講されました。

講師としてNPO全国移動サービスネットワーク副理事長の横山氏をお招きし、移動サービスに関する法令や運転に必要な知識、接遇の講話と受講生全員の運転技術の確認を行いました。

また、この講座の受講を募集する際に受付ボランティアも募集し、15名の希望連絡がありました。この方たちを対象に多度津支え合い笑顔の会が6月21日に運転ボランティアと受付ボランティアの登録説明会、7月6日に登録して下さった方対象に作業マニュアルの説明会を開催し、9月6日現在、運転ボランティア13名、受付ボランティア29名がこの活動に賛同し登録して下さっております。

運用するに当たり毎月2回、生活支援コーディネーターを中心に多度津支え合い笑顔の会のメンバーが集まり、様々な事象を想定し協議しながら利用規約や各作業マニュアル等を作成したり、活動開始後も様々な問題が発生してくると想定し定例会の開催計画を考えたりしております。

8月27日の会にはアドバイザーとして香川県長寿社会対策課とNPO全国移動サービスネットワーク副理事長の横山氏も参加して下さりアドバイスをいただきました。

利用規約においては住民主体の移動サービスとして適切であるか運輸局に確認していただいております。7月9日にチラシの全戸配布により利用登録の募集を周知し、8月2日から13日まで1回目の募集をしました。47名の利用希望があり、現在登録ボランティア全員が交代して希望者の自宅を訪問し、利用要件に適しているか確認した上、詳細な制度の説明を行い、移動サービスの活動に賛同していただける方に利用登録の申請をしていただいている状況であります。

9月6日現在で30名の利用登録があり、8月31日は高見島、9月7日は佐柳島で利用登録説明会を実施し、9月1日から10日まで2回目の募集を行っておりますので、利用登録者数はもう少し増えると思われれます。

議長（村井 勉）

時間が参りましたので、答弁、委員会等で報告をお願い致します。

議員（天野 里美）

有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって3番 天野 里美 議員の質問は終わります。

次に、11番 隅岡 美子 君。

議員（隅岡 美子）

11番 隅岡 美子、順次一般質問をさせていただきます。一問一答方式でよろしくお願い致します。

1、学校での心肺蘇生教育の普及推進、危機管理体制の整備について、2、脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）についての2点について質問致します。

まず1点目の質問は、学校での心肺蘇生教育の普及推進、危機管理体制の整備についてでございます。

突然の心肺停止から命を救うために、心肺蘇生、AEDの知識と技能を体系的に普及する必要があります、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものであります。

平成16年に市民によるAEDの使用が認められて以来、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も数多く報告されています。しかし、いまだなお毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっています。とともに、学校でも毎年100名近くの児童・生徒の心肺停止が発生しております。その中には平成23年9月のさいたま市での小学校6年生の女子児童の事故のように、AEDが使用されず救命できなかった事例も報告されています。

そのような状況の中、既に学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識が広がりつつあります。平成29年3月に公布された中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、「応急手当を適切に行うことによって、障害の悪化を防止することができること。また、心肺蘇生法などを行うこと。」と表記されているとともに、同解説では、「胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにする。」と明記されております。

しかし、全児童・生徒を対象にAEDを使用している心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年度実績で小学校で4.1%、中学校では28.0%、高等学校でも27.1%と非常に低い状況であります。

そこで、お伺いを致します。

1、本町において、児童・生徒、教職員において心肺蘇生とAED講習実施状況についてお伺い致します。よろしくご答弁お願い致します。

教育課長（竹田 光芳）

隅岡議員の本町において児童・生徒、教職員において心肺蘇生とAED講習実施状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況のため実施できなかった場合がございますが、例年、小学校においては夏のプール授業開始までに教職員が現職教育研修等の中で心肺蘇生法等の訓練を行っております。

中学校においては第2学年の保健体育の授業の中で、全生徒がAED実習を行っております。また、教職員に対しましても定期的に研修を行っております。なお、幼稚園においても小学校と同じように教職員がプール開始までに心肺蘇生、AED講習を行っております。

す。

心肺蘇生とAED講習につきましては児童・生徒はもとより、教職員や周りの方々が突然心臓事故等で倒れた時、適切な対応ができるよう必要なことと考えておりますので、今後とも継続して実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。

ご答弁の中から少し何点か質問をさせていただきたいと思います。

私、今回AEDの実施状況とか、それからAEDの設置場所等々について各小学校等4小学校と、それと各幼稚園に行きまして聞き取りをさせていただいたところでございます。

それによりますと、小学校においては教職員が本当に研修をしているということで間違いはありませんけれども、小学校においては残念ながら保護者と児童は実施をされておられませんということでございます。

そしてまた、幼稚園においても教職員がプールでここに書いとるとおりでございます。

そして、幼稚園については、多度津幼稚園においてはかつて保護者を対象にしてその中に教職員も入ってAEDの講習をしたことがあるということのお返事でございました。

また、豊原幼稚園については、今年はコロナで実施をしておりますが、それ以前には年少の親子全員と職員がAEDの講習を実施、それは消防の方に来ていただいて講習をしたということを伺っております。

そしてまた、四箇幼稚園におきましても去年の7月にAEDの講習を実施、また今年についてはコロナのために実施をしております。また、白方幼稚園におきましては今年もまだコロナで実施をされておられませんけれども、それ以前には保護者、職員で実施をしましたということでそういったお話を伺っております。そういうことでございました。

質問なんですけれども、ご答弁の中から少し質問をさせていただきます。

今後とも継続をして実施をしていきますという最後の言葉にございますけれども、今年度はコロナがあって実施をされておられませんということで、困難であるということでございます。今後についてはウェブ会議だったら実施はなかなかできませんけれども、研修とかそういったことは可能になると思うんですが、今後町のお考えをお伺い致します。よろしく申し上げます。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

今、AEDの研修等が新型コロナウイルスの感染症のために実施できない状況があるということに対しまして、ウェブ会議等の方法もあるのではないかという風なご提案をいただいたという風に今理解をしております。

実際に可能であるかどうか検討してみる価値は非常にあると思っています。実際、今P T Aの役員会等も参加したい人、したくない人もウェブ会議で行っていると対面でやる場合とお家でする場合と両方ありますので、こういったA E Dの講習というのも可能であろうではないかという風には考えます。

ただ、それぞれ園や学校の感染対策の状況とかで教職員が非常に多忙でありますので、そういったことができるかどうかというのは全体的なことも考えながらということの一つの方法としては考えられる、検討できることであろうかと思っています。

それから、非常に大切なことは教職員はもちろん大人ですので、今後もやっぱりいざという時にそれができるように研修していくことは大切だと思っています。

子供たちの場合は、中学生も含めて経験が1回、2回、それでもっていざという時にそれが活用できるか非常に難しいところではあるんですけども、将来的にそういったことに関心をしっかり持って、大人になった時に主体的に救助活動が行える、そういう人として育てていくことが大切であろうかと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。本当に心強いご答弁でございました。今後ともどうぞよろしくお願い致します。

続きまして、2つ目の質問です。

各小・中学校におけるA E Dの設置状況についてお伺い致します。

教育課長（竹田 光芳）

隅岡議員の各小・中学校におけるA E Dの設置状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、各幼稚園、小・中学校に1台ずつ設置しております。購入のためバッテリーやパッド等の附属品の利用可能期限が近づくたびにその都度対応しております。各幼稚園、小・中学校に設置しているA E Dは今年度中に保守対応の期限が到来するため、継続して設置するための予算を今回の補正予算に計上させていただいております。

今回、小・中学校には災害時の避難所等になることを考慮し、校舎と体育館に2台設置することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。

その設置状況についてでございますが、各小学校に1台ずつ設置をしてるという、中学校にも今後は2台設置をするということでございますけれども、漠然と多度津小学校に1台設置をしてるとはいえ、一体じゃあどこの場所に設置をしているかという、それが私たちは知りたいんですよね。

いざそういうことがあったらA E Dを取りに行き行って帰ってくるまでに約3分かかると言

われております。その間は心臓マッサージを残ってる方がやっとなですけど、その3分掛かるのでこの小学校だったら玄関の横、体育館だったら体育館の入り口のげた箱の横とか、そういった具体的な場所について知りたいと思うんですが、分かる範囲で結構ですので、私も一応調べてはきたんですけども、分かったらご教示いただきたいんですが。

済みません、お願いします。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、どの場所にAEDがあるというのは非常に大切なことです。これは校内では共有されております。職員室であるケースもありますし、それから多度津小学校では廊下のピロティという保健室の横の外廊下の方に設置をしております、それはプールなんかで事故があった時にはすぐに駆けつけられるようにというところで、今どの学校がどこという風に正確にはちょっと申し上げられないのですが、そういうことも含めて検討して、より実用的なところに設置するようになっていくという風に考えています。今後またそうでなければ見直しを図っていきたいと考えています。

いずれにしましても、例えば学校だけではなくて、例えば外から来た方がお使いになるということもありますので、その辺も含めて考えていく必要があると思います。

いずれにしても、職員室の奥深くあって鍵を開けるのに非常に手間取ったとかそういうことが起こらないように十分配慮をしていきたいと思っております。

以上、答弁と致します。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。

再質問です。

いずれにせよ幼稚園は全て職員室の中に設置をされておまして、小学校におきましてもピロティは運動場と、それから間のところに置いてるということをお伺いしております。だから、職員室の中であれ、いざとなったら職員室のガラスを割ってAEDを取ってこなあかんとか、各小学校においては屋内、敷地内です。幼稚園についても敷地内です、職員室やから。それをぜひ敷地外に、敷地外というたら例えばどんなところかと言いますと、例えば体育館の壁面とか、受付の横とか、誰もが門扉は閉まってるからそれは開けなあかんと思うんですけど、そういった誰でも目につく分かりやすい場所にといいことで、ぜひ敷地外に、これは善通寺もされておると聞いております。敷地外にAEDの設置を順次、急には多分色々協議をしないといけないので、そういったことも今後ご検討していただくとともに、多度津小学校については誰もが地域の方がAEDを取ってきて、借りてきて、それを行う、救命処置を行うことができますけれども、やはり土日とか夜間についてはなかなか使用が可能ではないです。

そういったことの配慮も備えながら、今後そういった検討もしていただくように、これ

は要望をさせていただきたいと思います。

続きまして、3点目の質問です。

3点目です。町内各施設におけるAEDの設置状況についてお伺い致します。

消防長（阿河 弘次）

隅岡議員の町内各施設におけるAEDの設置状況についてのご質問に答弁させていただきます。

幼、小・中学校以外の町内公共施設につきましては、町役場、福祉センターなど17箇所に設置しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。

ご答弁の中から少し質問をさせていただきたいと思います。

最近では病院とか、例えば商業施設とかスーパーとか、またコンビニも設置をされていると伺っております。多度津のコンビニは私は設置されておるかどうかは聞いておりませんが、それとAEDがどこに設置を、多度津町内でどこに設置をされているかということはなかなか分かりにくいので、自治体によってはその地域の多度津町のAEDの設置マップというのがある。これはウェブサイトに掲載をしているところもあります。これネットで見たら、善通寺は設置をされておまして、ぜひAEDのマップに登録をお願いをしたいと思いますが、この点についてのお考えをお願い致します。

消防長（阿河 弘次）

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

現在、ホームページ上にはマップ等は掲載しておりませんが、AEDにつきましては、インターネットでAED設置場所で検索していただければ、一般財団法人日本救急医療財団が全国AEDマップを掲載しております。全国約30万件の情報があり、設置登録情報を公開することに同意を得たものを公開しております。

また、スマートフォンにおいても同財団がAEDマップというアプリを掲載しており、内容についてはインターネットと同じものでございます。これらのツールを活用していただければ良いと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。

なかなか全国から探すのがもう何段階もクリックをしなければなかなか出てこないの、ちょっとまたしてはみますけど、是非これは私の要望でございます。是非マップに近い将来していただけたらと思います。よろしくお願い致します。

次の4番目の質問です。

本町の小・中学校における児童・生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性について

お伺い致します。よろしくご答弁お願い致します。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の本町の小・中学校における児童・生徒への心肺蘇生教育の現状と方向性についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現状と致しましては、隅岡議員のご指摘のとおり、中学校の学習指導要領保健体育科の保健分野において心肺蘇生、AED使用等について明記されており、本町では先に述べたとおり第2学年時に実技を含んだ授業を行っています。

また、小学校においては命はかけがえのないもので大切なことであるということを感じくために、実技は伴っていませんが、自分の身の安全、倒れた人を助けるための応援要請に重点を置いて心肺蘇生、AED授業に取り入れています。

具体的には、自分の身の安全を確認する。倒れた人がいた場合に教職員や大人を呼ぶ。119番通報のかけ方を知る。AEDの場所を把握する等です。今後も発達段階に応じた心肺蘇生、AEDの重要性や意義、自分たちの役割を学ぶことで命の大切さなどを感じる機会としたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。

まさしく9月9日は、今日ですけれども、救急の日でございます。その救急の日に因んだ救急のポスターというのがございまして、今年度の。テーマは一人一人が救急のワンピース。ワンピースというのがこんな。小さい一つ一つ埋め込んでいって一つの作品になるというこのワンピースのことです。これは色々ありまして、一人一人が何をするのか、電話をする人、心肺蘇生をする人、AEDを取ってくる人、隊員をその場所まで案内する人、救命講習に参加をする人などなどがありまして、救命活動の現場において偶然居合わせた人というのはバイスタンダーと言うそうです。そうした偶然居合わせた人、それぞれが行動することによって救命の連鎖は支えられています。一人一人が勇気を持って行動して欲しいと願い、こういったポスターを作成されたそうでございます。また、話は少し変わりますけれども、全国平均で救急車が現地に到着するまでの時間は全国平均で8.7分と伺っております。多度津町におきましては平均何分かかっておるのでしょうか、お伺い致します。よろしくお願い致します。

消防長（阿河 弘次）

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

今正確なデータを持っておりませんので答えることはできませんが、およそ7分あれば現場に到着することができると思います。また正確なデータが必要であれば、後日また持ってきてたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。有難うございます。

続きまして、2点目の質問に入ります。

2点目の質問は脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）についてでございます。

昨年10月に菅総理大臣が2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言致しました。環境省は、2050年に温室効果ガスの排出量または二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが、または地方自治体として公表された地方自治体をゼロカーボンシティとしており、昨年9月の時点で東京都、山梨県、横浜市、京都市の4自治体のみでございましたが、本年8月末時点では444の自治体となりました。香川県においては、丸亀市、善通寺市、高松市、東かがわ市となっております。

このゼロカーボンシティが急増した背景には、近年、気象災害が頻発し今まで経験したことのない記録的な大雨による水害など、地球温暖化の進行は深刻さを増しております。

また、省エネルギー家電や再生可能エネルギーの普及拡大と、国の脱炭素に向けた自治体を後押しする動きが成果に表れていると考えます。

また、町長の施政方針の中で「多度津町第4次地球温暖化対策実行計画」に基づき、引き続き本町施設における温室効果ガスの排出削減に取り組みます。また、本町は環境省が推進するCOOL CHOICE（地球温暖化対策に資する賢い選択）に賛同しており、低炭素型社会の実現に向け町民や事業者への情報発信を積極的に行うとあります。そこで、お伺い致します。

本町の今後の計画についてお伺い致します。よろしくご答弁お願い申し上げます。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の脱炭素社会、ゼロカーボンシティの本町の今後の計画についてのご質問に答弁をさせていただきます。

地方公共団体における脱炭素化につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律において、その区域の自然的、社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定をし、実現するように求めるものとされており、現在多度津町関連施設のみでの取組ではありますが、多度津町第4次地球温暖化対策実行計画を策定をし、2023年までに2013年度比35.6%削減を目標に掲げ、全課が一丸となって取り組んでいるところでございます。

また、昨年10月の国会において成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会実現を目指すことが菅総理大臣によって宣言されたことに伴い、令和3年に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、2050年までの脱炭素社会の実現のために国民、国、地方公共団体、民間事業者や団体などが連携をして地球温暖化対策の推進に取り組むことが基本理念として位置づけられたことにより、昨今、脱炭素社会に向けゼロカーボンシティを表明する地方公共団体が増えている状況でございます。

隅岡議員のご質問にもございましたが、本年8月31日時点においてゼロカーボンシティを全国で444の自治体が表明をしており、県内においては、県、善通寺市、高松市、東かがわ市、丸亀市の5自治体が表明しているところでございます。

本町におきましては多度津町第4次地球温暖化対策実行計画に基づいた取組やCOOL CHOICEへの賛同のほか、住宅用太陽光発電システム設置費用への補助やツル性植物を育てることで夏の暑さを和らげる「緑のカーテン」の普及促進といった活動を行っております。

また、事業者に対しましては本年7月と8月に県が主催した令和3年度ゼロカーボンキックオフ事業者向けセミナーも本町も共催をしてホームページにセミナーの案内を掲載をし、参加者募集に協力を致しました。本町のゼロカーボンシティの計画につきましては、ゼロカーボンシティを表明するための準備として、本町内のエネルギーの使用状況や地域の特性などを調査、分析をし、CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成する実質排出量ゼロの計画を作成する必要があり、新たな財政的負担も発生を致します。

そのため国の補助メニューを活用し、表明に向けた検討を進めるとともに、本年2月にゼロカーボンシティを表明しております県のゼロカーボン実現に向けた取組とも連携を図り、本町のゼロカーボンシティ表明に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。

先ほど町長からのご答弁の中から質問をさせていただきます。

ご答弁の中にありました「緑のカーテン事業」のことでございます。今年で4年目になると思っておりますが、間違っと思ったら訂正して下さい。確か4年目になるんで、今まで私もずっと賛同して植物を育てておる状況でございます。ゴーヤとかパッションフルーツ、フウセンカズラ、アサガオがあるそうでございます。それについて、「緑のカーテン事業」について参加する人数について、増加をしているのでしょうか、そのあたりをお伺い致します。よろしくご答弁お願い致します。

住民環境課長（石井 克典）

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

「緑のカーテン事業」につきましては、議員がおっしゃられたように4年前から取組を進めております。実質的に力を入れて行っておりますのは3年前、令和元年から香川県と協力をしてモデル地区事業というのを行っております。

令和元年度につきましては、このモデル地区事業につきまして個人的にご参加いただいた方が12名おられます。あと学校、保育所、多度津高校等の施設で6件の参加がございました。

翌年の令和2年につきましては、個人参加が12名、学校関係は同様の6件でございます。今年度でございますが、今年度からはもう県のモデル事業が終了致しましたので、フォローアップ地区事業ということで県とのタイアップした「緑のカーテン事業」は本年で終了し、来年度からは町単独事業で進めていきたいと思っております。

今年度の参加人数でございますが、個人が8名、学校関係の施設で4件の参加がございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。

私も今アサガオを育てております。今年は異常に暑くて、温度は幾ら下がったかということは調べてはないんですが、若干去年よりすごく暑さが和らいだということは実感しております。

そして、私も育てておるので、お友達がそれを見るのにつけて話が広がりますよね、実はこうこうでってということで、いや、私もそれしたいわと。来年は町単独ですということでございますので、でも私もそれ来年はまたお声を掛けて下さいね、という風に何人かの人に声を掛けられておるので、是非これもやっていきたいと思っております。また、再々質問です。

今ずっと答弁をいただきまして、それに向けて色んな事業を拡大を今進行中でございます。日本の温室効果ガスの排出量の約6割が衣食住とか移動に伴うエネルギー資源などが大半を占め、家庭でのエネルギー消費が大半を占めております、ということを知っております。具体的には再エネへの切替え、省エネ機器への買換え、食品ロスの削減、プラスチック製やスプーンなどの受け取りを辞退をするなどなどがそういったことを考えなければいけないと思います。

これはまたお伺いしたいことがございます。今後近い将来に向けて公用車を是非、ステーションも含めて電気自動車に切り替えるという風なそういったことも計画の中にあればお伺い致します。ご答弁よろしくお願い致します。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の再々質問にお答えさせていただきます。

以前にもご質問があつて、前総務課の方からもお答えしたことがあるかと思いますが、もちろんそういう風な電気自動車は環境施策にとりましては、有効な手段だとは考えております。

しかしながら、今現在の私どもの財政状況におきましては、その導入することにあつても非常に難しい状況ではあります。もちろん今後、財政状況にもよりますが、そういう施策が必要な場合には随時導入を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

最後の質問に致します。

近い将来でなくても遠い将来でも結構でございますので、また施策の中に入れていただきたいと思います。

以上で11番 隅岡 美子の一般質問を終わります。ご答弁有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって11番 隅岡 美子 議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を15時5分に致します。よろしくお願い致します。

休憩 午後2時46分

再開 午後3時05分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き一般質問を再開致します。

次に、2番 門 秀俊 君。

議員（門 秀俊）

2番 門 秀俊、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症の新規患者数の増加に伴い、入院患者数や重症患者数の増加傾向が継続し、医療従事者の精神的な負荷も大きな問題となっていることを見聞きし心が痛みます。そのような中であっても、常に緊張感、焦燥感を抱えながら身を粉にして働いて下さっている皆さんに改めて心から感謝申し上げます。

さて、私は海ゴミによる海洋汚染の状況等及び漁業者所得への影響について質問をさせていただきます。

瀬戸内海は数多くの島が点在し、風光明媚な美しい景色が広がっています。その自然の美しさから、昭和9年3月16日に日本初の国立公園に指定されました。瀬戸内海から私たちは海の幸だけではなく東西の交通の要衝であることや、沿岸地域の盛んな漁業活動等の多くの恩恵を受けています。

しかし、現在、瀬戸内海は多くの海ゴミ、特に海底ゴミにより汚染されつつあります。海底ゴミが増加する要因は、1、生活圏である陸上ゴミの主な起源で、河川を通じて流入及び不法投棄によるゴミが増加している。2、ゴミの回収者の不在でその責任の所在が不明確である、3、ゴミの発生量が回収量を大きく上回っていることなどが考えられ、ゴミは海の自然環境を崩し、生態系へ悪影響を及ぼしています。

私たちは未来の子供たちのために海の汚染の主たる原因となる海ゴミの回収及びその発生を防止しなければなりません。

そこで、4点お伺いします。

1点目、本町の主な河川である桜川及び弘田川からどの程度の量のゴミが海に流入して

いと推察されるかお伺い致します。

建設課長（三谷 勝則）

門議員の桜川及び弘田川からのどの程度のゴミの量が海に流入していると推察されるかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町で海域に接続されている主な河川につきましては、県の管理河川であります桜川と弘田川になります。また、桜川及び弘田川より海域に流出しているゴミの量につきましては調査、実績等はなく把握できておりませんが、河川のゴミの回収の現状として、桜川につきましては桜川防潮水門があります桜川排水機場において、排水ポンプの起動時のみになります。ポンプピット手前に設置しております除塵機にて流れてきたゴミ等を回収しております。その処分量につきましては過去4年間の平均値にはなりますが、年間約3.5トンのゴミなどを搬出処分しております。

弘田川につきましてはゴミ等を回収する同様の施設がないことから、ゴミ等の回収は行っておりません。

なお、河川などの水系ではありませんが、堀江雨水第1ポンプ場におきましても除塵機にてゴミ等を回収しておりますので、参考までに申しますと、過去4年間の平均値で年間約6.4トンのゴミなどを搬出処分しております。

また、それ以外では自治会など地域住民による河川のゴミ拾いや草刈りなどの清掃や、県の河川改修工事などの際のオイルフェンス設置によるゴミの回収などを行っておりますが、通常は河川に流れているゴミなどは河川から海域に流出している現状から、ゴミの量についての推察は難しいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

引っかかるゴミの量だけで年間10トンということなんで、多分海の方にはかなり流れていると思います。

2点目、海ゴミは河川を通じた流入及び不法投棄によるゴミが主なものと考えられますが、河川でのゴミ回収状況及び上流自治体への働きかけ等の状況についてお伺い致します。

建設課長（三谷 勝則）

門議員の河川でのゴミ回収状況及び上流自治体への働きかけ等の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町においての不法投棄の状況につきましては、道路、河川、海岸、山林などといった箇所において不法に投棄されている状況があり、その都度、施設管理者である所管課にて回収処分しているところでもあります。

特に不法投棄につきましては、悪質なものや不法投棄されたゴミから所有者を特定できた場合には警察に通報し対応していただいている状況であります。

河川でのゴミ回収状況につきましては、先ほどの答弁と重複致しますが、排水ポンプを設置している河川につきましては除塵機にてゴミを回収しており、水路や河川改修などの工事の際には必要な箇所オイルフェンスを設置するなどをしてゴミを回収しております。

また、地域住民の方々や自治会、各種ボランティア団体等により水路や河川のゴミ拾い、草刈りなど清掃をしていただいたゴミなどについても回収しております。

河川の上流自治体への働きかけ等につきましては、現在のところ直接的な働きかけは行っておりませんが、今後は河川管理者である県と協議検討を行い、河川清掃などの実施や行政境を越える河川においては県、上流自治体及び住民環境課と連携を図りながら河川ゴミの対策を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

住民環境課長（石井 克典）

門議員の上流自治体への働きかけ等の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

県は瀬戸内海を豊かな海として保全、再生するため、山、川、里、海の繋がりの中で行政、県民、関係者が連携して海域、陸域一帯となった海ゴミ対策を目的とした香川県海ゴミ対策推進協議会を平成25年に設立しております。

海ゴミの中でも今一番問題視されているのはプラスチック系のゴミであり、これらのゴミの多くは川を経由して海に流れ込み漂流し、漂着ゴミとなるものや海に堆積するゴミ、また長期間漂流しマイクロプラスチックとなり生態系への悪影響も懸念がされているところでございます。

この協議会は県が事務局となり県内の全市町、国土交通省四国地方整備局、高松海上保安部、環境省中国四国地方環境事務所、県漁業協同組合連合会、県環境保全公社が参加しており、協議会の活動の一つに県内一斉海ゴミクリーン作戦、「さぬ☆キラ」というものがございます。

10月下旬から11月上旬にかけてボランティアの参加者を募集し実施する清掃活動で、活動場所は海岸だけではなく内陸部を含んだ県内全域となっております。

このように県内全域を活動範囲とする当協議会を通じて海に面していない自治体も海ゴミの問題に関する啓発及び海ゴミの削減の取組を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

3点目、河川に流入する前のゴミのゴミ拾いボランティアなど地域住民への働きかけを行っているかお伺い致します。

建設課長（三谷 勝則）

門議員の河川に流入する前のゴミのゴミ拾いボランティアなど地域住民への働きかけを行っているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

河川につきましては県のリフレッシュ香の川パートナーシップ事業である河川環境を守る活動において、現在桜川河川沿いの2つの地元自治会が登録し、定期的に河川の清掃を行うなど美化活動を行っていただいております。

また、登録されていない地域自治会や各種団体においても河川の清掃、草刈りなどを実施していただいております。

道路につきましては、市町の協力を得て県が支援を行う香川さわやかロード事業の道路の美化活動に、本町では6つの団体が登録されており、定期的に道路の清掃、除草などボランティア活動を行っていただいております。

また、海岸につきましては、瀬戸内海沿岸の県や市町村などで構成されております瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会の事業で取り組んでいるリフレッシュ瀬戸内の活動に白方小学校、白方幼稚園、白方保育所などが中心となり地元自治会地区の方々による西白方の浜クリーン作戦として清掃美化活動を実施していただいております。

本町と致しましても今後より一層のゴミのポイ捨て、不法投棄などに対する啓発活動や河川ゴミの回収方法などの対策について河川管理者である県と協議を進め、河川の環境美化を図り、ゴミの排出抑制に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

住民環境課長（石井 克典）

門議員の地域住民への働きかけについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、多度津町では多度津町環境美化条例で環境美化の日を定めており、毎月第3日曜日の早朝、1時間程度のボランティア清掃を自治会を中心とした町民の皆様や町内の事業所にお勤めの方々に実施をしていただいております。

また、4月から5月にかけては各地域で道路側溝等清掃が毎年実施されており、多くの住民の皆様に水路などの清掃を行っていただき、土砂とともに大量のゴミを回収しております。

さらには、桜川流域の自治会、水利組合ほか各関係機関で組織されております桜川流域水環境保全推進協議会により環境パトロールや啓発看板の設置等を通じて桜川流域の水環境の保全意識の普及啓発を行うとともに、桜川の清掃活動を行っております。

また、民間企業や団体が海岸でボランティア清掃を行う際にもゴミ袋や手袋などの支給を行っており、こういった清掃活動を支援することが地域の美化、さらには海ゴミを減らすことに繋がっていくと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

4点目、ゴミの投棄を防ぐための啓発活動及び児童・生徒に対する教育活動はどのように実施しているかお伺い致します。

住民環境課長（石井 克典）

門議員のゴミの投棄を防ぐための啓発活動及び児童・生徒に対する教育活動について

のご質問に答弁をさせていただきます。

ゴミの投棄を防ぐための啓発活動と致しましては、各自治会や企業などからの推薦により環境美化推進委員を町内で191名委嘱しており、不法投棄の監視などにご協力をいただいております。

不法投棄の連絡があった際には現場を確認し、警察への通報と適切な対応を行っております。また、不法投棄の多い場所や河川等には不法投棄防止の啓発看板の提供や設置を行っております。

次に、児童・生徒に対する教育活動と致しましては、毎年町内の全小学校を訪問し四箇、豊原、多度津小学校は4年生、白方小学校は3年生を対象として環境学習を実施しております。

実施内容につきましては各小学校からの要望により異なりますが、四箇小学校は弘田川で、また豊原小学校は金倉川でそれぞれ指標生物の確認や試薬による水質調査とゴミ拾いを行っております。

多度津小学校では桜川でゴミの回収調査と試薬による水質調査を行っており、白方小学校では海岸寺の浜で指標生物の確認による水質調査とゴミ拾いを行っております。

環境学習実施後に参加された生徒の方からお礼を兼ねた感想のお手紙を頂いておりますが、この環境学習を通して身近な水環境の問題に強い関心を持つようになっていただいております。

こういった身近な川や海に出向き、水質やそこに住む生物、またそこに流れてきたゴミを実際に見て確認することが子供たちの感性に訴えかけ、不法投棄やゴミの削減に繋がるものと信じております。

以上、答弁とさせていただきます。

教育長（三木 信行）

門議員のゴミの投棄を防ぐための啓発活動及び児童・生徒に対する教育活動の実施についてのご質問に答弁をさせていただきます。

児童・生徒に対する教育活動は主に総合的な学習の時間を活用して行っています。小学校4年生が社会科でゴミについて学習をするので、その内容と関連させて扱うことが多いです。

その他、小学校6年生や中学生がSDGs、持続可能な開発目標について学習する中で取り扱ったり、学校独自に河川清掃や海岸清掃に取り組んだりしているところもあります。

子ども議会の提案の中に河川清掃や海岸のクリーン作戦の取組の提案がありましたが、これらは先に述べた教育活動の成果の一端と考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

私も子ども議会の方、拝見、書面の方ですが拝見させていただきまして大変うれしく思います。今後ともよろしく申し上げます。

次に、海ゴミによる漁業者への所得への影響について質問します。

海ゴミは漁業者への操業時に悪影響を与えています。ゴミが魚とともに漁網に入ってしまう、魚を傷つけてその価値を低下させたり、漁網そのものを破損させることもあります。また、大きな流木等のゴミにより漁船に甚大な損害を与えることもあります。また、世界的にもプラスチックゴミやマイクロプラスチックを海洋生物が誤食することを繰り返すことにより、その食物連鎖の上位にある私たち人間の体内にも蓄積されてしまう可能性があります。

このように、海ゴミは漁場環境の低下や操業、航行上の支障及び健康被害の原因になるとも考えられることから、漁業関係者による海ゴミの回収が積極的に行われています。特に、海中で漂流し、または海底に堆積するゴミについては漁業者が回収すること以外に有効な手立てがほとんどありません。漁業者が操業中に意図せず船上に引き上げたゴミについては、これを自主的に持ち帰った場合、その漁業者に処理責任が課せられることが多いと聞いています。しかし、このような事業活動によって海中から引き上げられたゴミだけだとしても、海上から陸上に運搬することはあくまでも漁業者の自主的な取組であることを考えれば、漁業者に処理費用の負担を求めないことがそれらの回収、処理を推進する上で望ましいのではないのでしょうか。

そこで、2点お伺いします。

1点目、海ゴミによる漁業所得への影響についてお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

門議員の海ゴミによる漁業所得の影響についてのご質問に答弁をさせていただきます。

SDGsの14番目の目標として海の豊かさを守ろうが掲げられております。この目標の内容は、海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全をし、持続可能な形で利用するとされております。

さらに、水産資源の回復、海洋ゴミや陸上活動による汚染等から海洋汚染を防止することなどを含む10項目からなるターゲットが設定をされております。

ご質問にございます海のプラスチックゴミは海洋生物による誤食や誤飲及び海洋生物への絡まり等により水産資源を含む海洋生態系に悪影響を与えるとともに漁網などで漁獲した海産物の中へのゴミの混入や漁船のスクリューへの絡まりによる航行への影響など漁業に損害を与えることにもなっております。

また、マイクロプラスチックは両面に様々な化学物質を吸着する性質があることが指摘されており、食の連鎖を経て海洋生物へ影響を与えることが懸念されているほか、十分な化学的な根拠に基づいていないと言えない情報が流布すること等に起因する風評被害によって生じる魚価の下落や消費者の魚離れも懸念されているところであります。

海ゴミの増加が漁獲量減の主たる原因であるとの根拠は十分ではありませんが、前述のように海ゴミが直接的かつ間接的に漁業者の所得に影響を与えることは考えられるため、海岸漂着物処理推進法第5条に基づき、陸地部における海ゴミの発生抑制対策を行うとともに、漁業の操業において活用されている繊維強化プラスチック、これはFRPであります。このFRP製漁船、漁網、ロープ、ブイ等のプラスチック資源の利用方法やその後の廃棄処分方法の周知徹底を図り、海ゴミを出さない方法を住民の方々とともに考え、SDGsに則った方法で海洋資源の保護及び発展に取り組むことが漁業所得の向上に繋がると考え、今後も対策を研究してまいります。

また、助成としては町内3漁業協同組合と関係企業で構成されております多度津海域漁場漁業環境整備協議会により漁業者に対して、海ゴミ等が漁網にかかるなどして余儀なく休業した際には助成金が支出されております。

他にも同協議会より平成30年度の西日本豪雨の際に瀬戸内海に大量の瓦礫やゴミが流れ出し、カキ筏が破損する恐れがある漂流ゴミを白方漁協組合員が回収した際にも日当に当たる額を漁業者に助成をされております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

2点目、操業時に引き上げられた海ゴミの処理に係る対応についてお伺い致します。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の操業時に引き上げられた海ゴミの処理に対する対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問にございますとおり、海中を漂流していたり、海底に堆積している海ゴミの回収、及び漁場の海面、海浜清掃については漁業関係者の方々にご協力をいただいているところでございます。

本町ではこの漁場、海面、海浜清掃活動を助成するため、町内3漁業協同組合に対し年間合計200万円の漁場、海面、海浜清掃事業費補助金を交付してございます。

令和2年度実績では同清掃の述べ回数は3漁業協同組合を合わせて6回実施され、延べ176人の漁業関係者が参加されています。同清掃で回収された海ゴミの処理方法は本町リサイクルプラザのパッカー車が各集積所でゴミを回収し、クリントピア丸亀に搬入して焼却処分を行っております。事業ゴミではない回収ゴミについては無償で対応してございます。

なお、ゴミの分別につきましては同清掃活動に参加している漁業関係者の方々にご協力をいただき、円滑な収集業務に繋がっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

住民環境課長（石井 克典）

門議員の操業時に引き上げられた海ゴミの処理に係る対応についてのご質問に答弁を

させていただきます。

漁業者が操業時に引き上げられた海底ゴミや漂流ゴミにつきましては、香川県海ゴミ対策推進協議会が白方漁業協同組合と高見漁業協同組合に設置したコンテナや集積籠に入れていただき、町が処分できる海ゴミにつきましてはリサイクルプラザに搬入し処分をしております。

また、町で処分できない海ゴミにつきましては産業廃棄物として処分を行っており、処分費用につきましては香川県海ゴミ対策推進協議会が負担をしております、漁業者が操業時に引き上げられた海ゴミの処分に関して漁業者の費用負担はないものと捉えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問を行います。

町の補助金を活用した海面、海浜清掃については分かりましたが、各漁協が単独で実施している海面、海浜清掃の実施状況についてお伺い致します。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の再質問にお答え致します。

各漁協に確認したところ、組合単独で行った海面、海浜清掃は3漁協合わせて9回程度実施し、約90人の参加者があったとのことでございます。また、淡水組合に関しましては、池の水面のゴミの状況により5～6人の方々でその都度清掃を行っているということでした。

なお、その際のゴミの処理方法につきましては、先ほど答弁致しましたとおりでございます。町の方で対応してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

ゴミをゼロにすることは大変難しいと思います。しかし、SDGs、持続可能な開発目標である海の豊かさを守るのがあります。今現在、我々ができることはゴミを捨てない、捨てさせないだと思います。

国、県でも色々な啓発活動を行っています。本町でもできることを継続し、多度津町の海、また瀬戸内海の海の豊かさを守ろうと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（村井 勉）

これをもって2番 門 秀俊 議員の質問を終わります。

次に、6番 松岡 忠 君。

議員（松岡 忠）

6番 松岡 忠、令和3年9月議会一般質問を一問一答形式で3問行います。

1 問目として、多度津町今後の課題として4点ほど質問致します。

1 点目、多度津町の現状では今後2～3年後には新規事業の債務の返還等で財政状況が逼迫になると推測されます。今課題になっている各種事業も見直しが必要になってくるのではないのでしょうか。今後の事業の中で最優先事業は何かをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員の各種事業の見直しと今後の最優先事業は何かについてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、各種事業の見直しにつきましては、第6次多度津町総合計画において将来像であります「人・暮らし・歴史が共生する町多度津」を実現するため、3つの基本政策である1、生活者視点の暮らしやすいまちづくり、2、安心・安全で美しいまちづくり、3、活気あふれた魅力的なまちづくりに基づく293の重点取組を実施する中で、その重点取組につきましては社会情勢等の変化に対応するために2年ごとに見直しをすることとしております。

今年度が重点取組の見直し年度となっておりますので、昨年度の重点取組成果と今年度の進捗状況に応じて来年度と令和5年度の2年間で取り組む各種重点取組についての見直し作業を現在進めているところでございます。

なお、来年度からは令和6年度からの計画となります第7次多度津町総合計画の策定に取りかかる予定でございます。

次に、今後の最優先事業につきましては総合計画や令和3年度施政方針で掲げておりますハード面の主なものは、道路交通ネットワークの整備、町内の内水排除対策、町営住宅の長寿命化、多度津駅周辺開発整備などで、ソフト面の主なものは、移住・定住の促進、子育て支援の充実のほか、議員から常々ご提言をいただいております学校、園の適正規模、適正配置に関する取組などでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今、町長から答弁いただきました。その中でハード面の中で、道路交通ネットワークの整備とありましたが、この内容をお伺いします。

また、その中の町内の内水排除対策の重点地域はどこですか。

町営住宅の長寿命化の中身を教えてください。

4 点目、多度津駅周辺開発整備の主なものは何ですか、お伺い致します。

政策観光課長（河田 数明）

ただ今の再質問に答弁をさせていただきます。

1 つ目、道路交通ネットワークの整備でございますけれども、これは多度津の第6次多度津町総合計画に掲げております一つでありまして、総合計画の中の政策9、快適な都市空間の形成ということで施策として道路交通ネットワークの整備を掲げております。

基本事業と致しましては広域交通網の整備促進、国道、県道の整備促進、都市計画道路

の整備促進、町道の整備、安全で環境の配慮した道づくり等の推進、また公共交通の利用促進、多度津駅周辺の整備、海上交通の充実促進でございます。こういう事業を掲げておりまして、その中に重点取組として様々な事業を掲げておるものでございます。

それと私の方の課からは多度津町駅周辺開発整備でございますけれども、多度津駅周辺開発整備につきましては、令和2年3月定例会において議決いただきました多度津駅周辺開発整備等推進計画及び多度津駅周辺都市再生整備計画に基づきまして平成30年度より様々な事業を組み合わせて実施しているものでございます。

その事業内容と致しましては、新庁舎棟合築により整備致します地域交流センターはもとより、町道266号線及び町道255号線などの周辺道路整備、また跨線橋へのエレベーターの設置、駅周辺の駐輪場及び広場の整備などでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

建設課長（三谷 勝則）

松岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

建設課の方から町営住宅の長寿命化計画についてですが、住環境の向上と安全・安心な住宅の供給に努めるため、住宅保全の観点から計画的な修繕、改善を行うことを目的とし、住宅の延命化を図るものが今回のこの町営住宅の長寿命化計画の目的でございます。

今現在は住宅についてはかなり老朽化が進んでるものについては、取り壊しが必要となっております。その中では現在の住宅についての耐震化、また建て替え等が喫緊の課題だと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

再々質問ではないんですが、ソフト面の方で学校、園の適正規模の適正配置に関する取組と答弁がありました。その内容。これ3年ぐらい前から幼稚園関係の話が出ております。全然進んでないように思われるので、その辺をお聞きしたいと思います。

教育課長（竹田 光芳）

松岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

教育委員会では幼稚園は1園に再編する、小学校は再編の必要性を認め、学校区については慎重な協議検討を行い決定する基本方針の方を策定致しました。早急な着手が必要とされた幼稚園の再編につきましては、厳しい町財政の中、教育委員会において具体的な整備方法については検討を続けているものの、事業実施についてはちょっと不透明なところであります。

幼稚園、小学校の再編に係る事業につきましては、その作業内容と町財政も勘案すると相当の期間を必要とすると考えられますので、今後も具体的な整備方法については検討を続け、事業実施の見通しがつけば早急に着手できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今、課長から検討していくという答弁がありました。その答弁のいつ頃までやと、いつ頃までには答えが出るやろうかなというのをお聞きしたいと思います。

教育課長（竹田 光芳）

松岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

具体的な日程、タイムスケジュール等々はこの場で申し上げることはできませんが、こちらの教育委員会だけの考え方では進められるものではございません。町の財政等々のことも、他の事業との兼ね合いもございまして、庁舎内で検討して実施時期については決めていくような形になろうかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

教育課長にはきつい質問でどうも。

それでは2点目、各種事業計画の中で各課で行っている計画については関係各課で内容を検討する中で、担当課だけでは結論が出にくい内容もあるかと思っております。

そこで、内容の検討段階で関係あると思われる各課との横の連携を行う組織を編成するのはどうでしょうかをお伺いします。

政策観光課長（河田 数明）

松岡議員の各種事業計画の検討段階での各課との横の連携を行う組織の編成についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、各種事業計画の内容を検討するためには担当課だけではなく、関係各課と十分に協議を行うことができる組織が必要であると認識しております。

各課との横の連携を行う組織の編成につきましては、政策観光課の政策企画係が町組織の横断的な課題調整に関することを所管することとなっております。今後も各種事業計画を策定する際には関係各課との連携をさらに強化していくとともに、現在実施している町営住宅の取り壊し及び庁舎の移転、また今後予定されている小学校、幼稚園の統廃合などで生じる町が所有する施設及び土地の有効活用を総合的に協議するためのプロジェクトチームの編成を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今プロジェクトチームの編成を進めているということなんですが、最初の答弁の中で重点取組の見直しが今年度ぐらいにやるんでなかろうかなという話がありましたが、このプロジェクトチーム、いつ頃には立ち上がるのですか。

政策観光課長（河田 数明）

ただ今の再質問に答弁をさせていただきます。

プロジェクトチームの設立につきましては、先ほど述べました町が所有する施設及び土

地の有効活用には総合的な計画を策定することから、町長より早期に立ち上げるよう指示が出ておりますので、チーム編成を早急に行い立ち上げることを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

よろしく申し上げます。

3点目、町財政の中で一般財源の増収が考えられるのは町保有の土地の売却、それと一番大きなのが「ふるさと納税」だと思いますが、どのような対策を考えていますか、伺います。

総務課長（泉 知典）

松岡議員の町保有の土地の売却についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町有地の売却実績につきましては、平成29年度は2億4,526万8,124円、平成30年度は1億8,177万906円、令和元年度は171万8,995円、令和2年度は1,295万8,581円の売却収入がございました。また、令和3年度につきましても9月1日現在、2,300万円程度の売却収入の見込みとなっております。

その他の歳入と致しましては、町有地の貸付におきましては毎年度1,000万円程度の貸付収入がございました。未利用地の処分につきましては一時的な売却収入が見込めるためだけでなく、固定資産税等の税収入の確保が図られるとともに、資産管理に係る経費の削減が見込めるため、引き続き効率的かつ適切な処分が行えるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

政策観光課長（河田 数明）

松岡議員の「ふるさと納税」についてのご質問に答弁をさせていただきます。

「ふるさと納税」につきましては町と致しましても議員のおっしゃるとおり、町財政の中でも増収が考えられる収入源であると考えており、制度の趣旨に沿いながら寄附額の増加を図っているところでございます。

本町における寄附額の推移と致しましては、平成30年度が1億2,400万6,000円、令和元年度が2億2,356万5円、昨年度が2億8,848万7,000円と毎年度増加している状況でございます。

本年4月にはさらなる返礼品ラインナップの増加及びより幅広い寄附者層の取組を図るため、多度津町ふるさと納税制度事務取扱要綱及び多度津町ふるさと納税推進事業実施要領を改正し、以前は1万円以上のご寄附を頂いた方のみ返礼品をお送りしておりましたが、5,000円以上のご寄附をいただいた方に返礼品がお送りできるよう取扱いを変更致しました。この改正により寄附者からの少額のご寄附にも対応できるようになり、また今まで本事業に参加しにくい状況であった比較的安価な商品やサービスを取り扱う事業者の皆様も事業に参加しやすくなっております。

本年8月末時点での参加事業者数は27事業者、返礼品数は193品で昨年の同時期と比較

致しますと参加事業者が4事業者、返礼品数が83品目増加しております。今後も継続して新たな事業者の本事業への参加を促進するとともに、返礼品数の増加を図り、ふるさと納税制度を活用した寄附金の増加に努めてまいります。

また、もう一つの新たな財源と捉えております地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税につきましても積極的な活用に向けた検討を進めております。企業版ふるさと納税は企業が地域再生法の認定地方公共団体が実施する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対して、寄附を行った場合に税制上の優遇措置を受けられる仕組みであることから、本町も国の企業版ふるさと納税のポータルサイトに本町の地域再生計画である多度津の輝き創生総合戦略推進計画を掲載している状況でございます。

なお、本年度におきまして民間企業より出会い、結婚、子育てを支援する施策に対して200万円の寄附が1件ございました。今後も民間の資金を積極的に活用し、町が抱える様々な課題を解決していくべく、全国の事例研究及び様々な制度の活用に向けた具体的な検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

先ほどの答弁の中に町有地の有効利用ということで貸し付けたり、売却したりとかという話がありましたが、多度津山の今の残土置場、県に貸してあります残土置場、あれがあつた土地大分広いと思うんですが、県の方のその残土置場に関しては、あそこの瀬戸グリーンセンターの前の方に県有地があります。そちらに持って行っていただいて、あそこの県が借りている残土置場を町の有効利用の方に活用したらどうでしょうか、お伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

今、松岡議員の方からご指摘がありました梅割石のそばの県に貸してる残土置場の件ですが、これも何年か前から返して欲しいということのお願いはしておりますけども、どうしてもあそこだけは貸して欲しいということですので、県の方のお願いですから今は貸しております。

それと中讃広域行政事務組合のそば、今サッカー場がありますけども、あそこは県と話をしてサッカー場をもう一面、大人のサッカー場をもう一面整備するということと、その周辺は運動公園として県有地でありますけども、整備は町がしますので、町の方に無償で貸して欲しいと、今はそのような状況で進んでおります。

今の多度津山の町有地に関しましては、今までも太陽光パネルの設置に貸したり、それからトクシンテクノとかの会社に売却をしたり、それからクラウンフーズとか様々なところで活用してまいりました。

町の考えとしては、そこの今、県に土砂置場として貸している土地もやはり有効活用したいとは思っておりますけども、県のご要望でもありますので、県の要望を無下にすることはできないと考えております。しばらくはこのままで続けていくことになると思いま

す。ご理解いただきますようお願いいたします。

議員（松岡 忠）

難しいところであります。

4点目、入札制度の改革は少ない財源の中では必要でないかと思われま。落札価格が3%ぐらい下がれば、総工事費では幾らになるでしょうか、お伺いします。

総務課長（泉 知典）

松岡議員の入札制度の改革についてのご質問に答弁をさせていただきます。

従来、公共工事は社会資本の整備を通じた住民生活の安全、環境の保全、豊かな地域社会の形成等を目的とし実施されているところであり、本町と致しましても限られた財源の中、住民ニーズを踏まえ、公共工事の施工及び予算の確保に努めてきているところがございます。

ご質問の落札価格が仮に3%下がった場合の総工事費につきましては、令和2年度の公共工事の入札における契約金額の総額が新庁舎等建設工事費約31億2,000万円を含む約37億6,000万円となっておりますので、仮に落札価格が3%下がった場合の契約金額の総額は約36億5,000万円程度となります。

入札制度につきましては公平性、透明性、競争性の向上を図るとともに、適正な履行及び良好な品質を確保することが重要でございます。本町におきましても国の指針及び法律等を踏まえ、これまで制限付一般競争入札制度及び発注者別評価点制度等の導入、入札及び契約に関する情報の公表の見直し等、必要に応じ入札制度の改善に取り組んでまいりました。引き続き入札及び契約のより一層の適正化を図り、入札の透明性及び公正な競争の促進等に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

仮にですが、請負比率が少し下がるとした時の金額が仮に100万円なら100万円でも、言い方悪いんですけどお金が浮いたというような考えを私は持っております。そのお金をまた他のものに使えるんでないかなという考えを持っております。再考をお願いしたいと思えます。

次に、2問目になります。

補助金についてであります。

補助金については個人、団体がありますが、今のコロナウイルス感染症が猛威を振るっている中で、各種団体の中では事業の実施が中止となっております。その中で補助金の交付について各種団体に対して補助金の有効活用を指導していますか、お伺いします。

総務課長（泉 知典）

松岡議員の補助金の有効活用を指導しているかのご質問に答弁をさせていただきます。

補助金につきましては多度津町補助条例に基づき、各種団体等が補助申請を行い、各担

当課において交付決定後、年度終了後に実績報告書類の精査を行い、事業の成果を認めた場合に額を確定し交付を行っております。

議員のご質問にありますように、長期間にわたり新型コロナウイルス感染拡大対策により様々な活動が制約される現状におきましては、補助の趣旨に沿った活用ができていないか、本来支出していなかった費用等を計上していないか等、より詳細に精査していく必要がありますが、この点につきましては申請窓口となっている担当課が該当団体から提出された実績報告書や決算書等を精査し、有効に活用されているかを精査した上で額を確定し、補助金の交付を行うものと考えております。

なお、総務課としましても令和4年度予算査定におきましては先行きが不透明な状況が続く中、補助金額がこれまでと同額でよいのか、各種団体の繰越金が著しく増加していないかなどの観点からも各課に確認を行ってまいろうと考えております。

また、コロナ禍において今まで実施していた事業が中止され、これまでと異なった形の事業の実施等を検討されることもあるかと思えます。そのような事業につきましては各種団体等で活用している補助金について研究を進め、担当課へ申請していただく中で相談を受けたり、助言をするなどして補助金を有効に活用していただけるよう、適正な補助金の交付に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

有難うございます。やっぱり補助金に関しては使い道がコロナができななんと、繰越が多くなったというところもよく聞かれます。中身を一応精査していただいて、補助金が少しでもその団体に渡るようにしていただきたいと思えます。

次に、3問目であります高齢者対策について。

多度津町では60歳以上の高齢者が占める割合が38%を占めています。今後もこの割合は増えていくと思われれます。元気で自分のことはできる方が増える見込みはありますか、お伺いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

松岡議員の元気で自分のことはできる高齢者が増える見込みはありますかについての質問に答弁をさせていただきます。

いつまでも元気で自分のことができるようになるためにはバランスのよい食事をしたり、運動をしたり、家に閉じ籠もるのではなく趣味やボランティアなどの社会参加をすることが大切であります。

特に社会参加の機会の低下が要介護状態への最初の入り口になりやすいことが分かってきております。このようなことは個々に若い元気なうちから意識をして実行できるよう心掛ける必要があります、本町においては平成27年度から65歳の方を対象に黄金クラブを開催し啓発を行っております。

介護保険第1号被保険者となる65歳の方に軽い運動を経験していただいたり、苔玉づく

りやレザークラフトなどの教室での趣味の発見や仲間づくり、昔懐かしい同級生とのおしゃべりをしていただいたりして、社会参加へのきっかけづくりの手助けをしております。

令和2年3月にも計画をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大予防のためそれ以降、延期をしております。しかし、この黄金クラブは本町の高齢者が住み慣れた地域で元気に過ごすためのきっかけの一つとして重要な会と認識しており、今後、新庁舎へ移転した時はホールと開放的な空間も利用し工夫して開催できるよう検討していく予定であります。

また、趣味の教室を行ったり、運動したり、仲間づくりの居場所が様々な場所で実施されており、現在21団体に経済的運営支援を行っております。身近な近所付き合いから居場所に発展しやすいよう、地域における居場所づくりの運営支援を行い、本町において元気で自分のことができる高齢者がますます増えるよう努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

2点目になります。

介護が必要な高齢者が増えている中で、介護予防にはどのような対策を考えていますか、お伺いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

松岡議員の介護予防にはどのような対策を考えていますかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、地域包括支援センターが65歳以上を対象に心豊かに生きがいのある生活を送ることができることを目的に、運動による体力向上や地域交流の推進、介護予防の知識の普及、地域における自主的な介護予防活動の育成や支援を行っております。

例えば、健康運動指導士による介護予防教室や介護予防教室卒業生を対象としたフォローアップ教室、認知症予防教室、地域におけるサロン等の開催支援などがあります。

近年、新型コロナウイルス感染拡大予防のため開催回数が減少しており、応募者も減少し、個別に勧誘している状況ではありますが、例年は介護予防教室は45回程度開催し、延べ650名ほど参加者、フォローアップ教室は80回程度開催し、延べ1,000人を超える参加者、認知症予防教室は30回程度開催し、延べ700人ほど参加して下さっております。これら以外にも自主的に毎月2回、運動教室を開催したり、湯楽里においても運動教室を行ったり、健康センターのクッキングルームでは男性向けの料理教室も行っております。

また、自治会等の地域の組織が開催するサロンに出向き、講話や体操、専門講師の紹介等も行い地域での自主的な介護予防教室の手助けを行っております。

今年度は住民が自主的に介護予防に取り組めるよう、多度津音頭のリズムに合わせた「チョイ来た体操」を理学療法士に監修していただき作成しました。今後、普及啓発を

目的にリーダー養成を行い、地域のサロン等で積極的に介護予防に取り組んでいただくため、「チョイ来た体操」やストレッチ運動、口腔体操の指導を行い、継続的に実施できるようサポートしていきます。

現在、福祉センターで実施しています運動による体力の維持向上を目的とした介護予防教室や認知症予防教室は、来年度からはいきがい健康館においても実施することを検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

有難うございます。私も高齢者の一人であります。去年、今年とコロナのおかげで色々な行事が中止になっております。今までだったらみんな集まってやっていったら介護予防にもなるかなという思いでやっておりましたが、これ来年はまともにいけたらいいなと思っております。

これで私の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって6番 松岡 忠 議員の質問は終わります。

それでは、これにて一般質問を終了致します。

本日の日程は全て終了致しました。

これにて散会致します。

次回は、明日午前9時より一般質問を行いますので、よろしくお願い致します。長時間お疲れでございました。

散会 午後4時21分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和3年9月9日
第3回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局 長

書 記